

【表紙】

| | |
|------------|-----------------------------------|
| 【提出書類】 | 有価証券報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2020年11月10日提出 |
| 【計算期間】 | 第32特定期間(自 2020年2月11日至 2020年8月11日) |
| 【ファンド名】 | ワールド短期ソプリンオープン |
| 【発行者名】 | 三菱UFJ国際投信株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 松田 通 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 伊藤 晃 |
| 【連絡場所】 | 東京都千代田区有楽町一丁目12番1号 |
| 【電話番号】 | 03-6250-4740 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額は、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

| 単位型・追加型の別 | 投資対象地域 | 投資対象資産 (収益の源泉となる資産) |
|-----------|--------|--|
| 単位型投信 | 国 内 | 株 式 債 券 |
| | 海 外 | 不動産投信 |
| 追加型投信 | 内 外 | その他資産 資産複合 |

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する商品分類の定義について

| | |
|-------|--|
| 追加型投信 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われて從来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 海 外 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債 券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

属性区分表

| 投資対象資産 (実際の組入資産) | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 | 為替ヘッジ |
|---------------------|------|--------|------|-------|
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|----|
| 株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 不動産投信 <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">その他資産（投資信託証券（債券・公債・高格付債））</div> 資産複合 | 年1回 年2回 年4回 年6回（隔月） <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">年12回（毎月）</div> 日々 その他 | グローバル <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">（日本除く）</div> 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東（中東） エマージング | ファミリーファンド <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 5px;">ファンド・オブ・ファンズ</div> | あり |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | なし |

(注)該当する部分を網掛け表示しています。

該当する属性区分の定義について

| | |
|-------------------------------|--|
| その他資産 (投資信託証券(債券・公債・高格付債)) | 投資信託証券(マザーファンド)を通じて、主として債券(公債 [*] ¹ 高格付債 ^{*²})に投資する。 |
| 年12回(毎月) | 目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。 |
| グローバル(日本除く) | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界(日本を除く)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。 |
| 為替ヘッジなし | 目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。 |

* 1 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

* 2 高格付債・・・三菱UFJ国際投信株式会社のファンドにおける定義により、目論見書又は投資信託約款において、原則としてA格相当以上の債券を投資対象とする旨の記載のあるものをいう。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp/>)でご覧いただけます。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

ファンドの特色



日本を除く世界主要先進国のソブリン債券を主要投資対象とし、分散投資を行います。

◆原則として、A格以上の格付けを有するソブリン債券に投資を行います。

◆債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

【ソブリン債券】

各国政府や政府機関が発行する債券の総称で、自国通貨建・外国通貨建があります。また、世界銀行やアジア開発銀行など国際機関が発行する債券もこれに含まれます。

格付けと信用力のイメージ

■ 格付けとは

債券などの元本や利子が、償還まで当初契約の定め通り返済される確実性の程度を評価したものといいます。格付機関が、債券などの発行者の財務能力、信用力、今後の方向性などを分析、評価して、数字や記号で簡潔に表します。

| 格付け | |
|----------|------|
| Moody's社 | S&P社 |
| Aaa | AAA |
| Aa | AA |
| A | A |
| Baa | BBB |
| Ba | BB |
| B | B |
| Caa | CCC |
| Ca | CC |
| C | C |
| - | D |

■ 現在の投資国等の格付け状況(2020年8月31日現在)

| 国債 | Moody's社 | | S&P社 | | 政府機関債等 | |
|---|----------|--------------------------------------|------|----------------|----------|-----|
| 欧州 | ノルウェー | Aaa | AAA | | カナダ | Aaa |
| | スウェーデン | Aaa | AAA | | アメリカ | Aaa |
| | イギリス | Aa2 | AA | | オセアニア | Aaa |
| | アイルランド | A2 | AA- | | ニュージーランド | Aaa |
| | ポーランド | A2 | A | | オーストラリア | Aaa |
| | スペイン | Baa1 | A | | 中東 | A1 |
| ※上記の投資国等は将来変更となる可能性があります。 | | ※格付けは、今後の政治、経済、社会情勢等により変更されることがあります。 | | (出所) Bloomberg | | |
| ※国債等の格付け(自国通貨建長期債務格付け等)は、①Moody's社の格付け順、②S&P社の格付け順に表記しています。 | | | | | | |

特色2

ソブリン債券からの利子収入に加え、デュレーションを原則として1~3年程度の範囲とすることで、安定した投資成果を目指します。

- ◆ デュレーションを相対的に短くすることで、長期の債券を中心にポートフォリオを構成した場合よりも安定した投資成果を目指します。

【デュレーション】

「金利が変動したときの債券価格の変動性」を示すもので、債券に投資した場合の平均投資回収年限を表す指標でもあります。

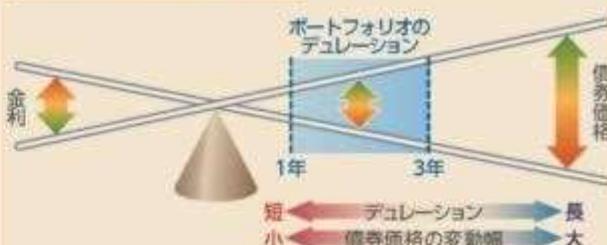
例えば、デュレーションの値が「2」の債券は、金利が1%上昇(低下)すると債券価格がおよそ2%下落(上昇)します。(他の価格変動要因がないと仮定した場合の例です。)

一般に、満期までの残存期間が長い債券や利率が低い債券ほど、デュレーションの値が大きく、金利変動に対する債券価格の変動が大きくなる傾向があります。

- ◆ マクロ経済分析をベースとした金利・為替予測に基づき、国別の配分比率およびデュレーションを決定し、ポートフォリオを構築します。

デュレーションと債券価格の変動イメージ

一般的に、デュレーションが短くなるほど債券価格の安定性が高くなる傾向にあります。

**■ 投資プロセス****マクロ経済見通しの決定**

エコノミストとポートフォリオ・マネージャーで協議を行い、3ヵ月ごと(3月、6月、9月、12月)に、マクロ経済の見通し、主要各国の政策金利、長期金利、為替の予測を決定。

基本国別配分比率の決定

上記の予測等を基に、基本国別配分比率を決定。

各国債券の組入比率、デュレーション等の投資方針を決定。

ポートフォリオ構築

*上記の内容は2020年8月末現在のものであり、将来変更となる場合があります。

- ◆ FTSE世界国債インデックス1~3年(除く日本、円ベース)をベンチマークとします。

FTSE世界国債インデックス1~3年(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債(残存期間1~3年)の総合收益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。

*ベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

- ◆ 原則として、為替ヘッジは行いません。

資金動向や市況動向等によっては、特色1、特色2のような運用ができない場合があります。

特色3

毎月決算を行い、収益の分配を行います。

- ◆ 毎月10日(休業日のは翌営業日)に決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。

収益分配方針

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 委託会社が基準価額の水準、市況動向、利子・配当収益の水準等を勘案して分配金額を決定します。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではなく、委託会社の判断により、分配を行わない場合もあります。

収益分配金に関する留意事項

◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託から分配金が
支払われるイメージ



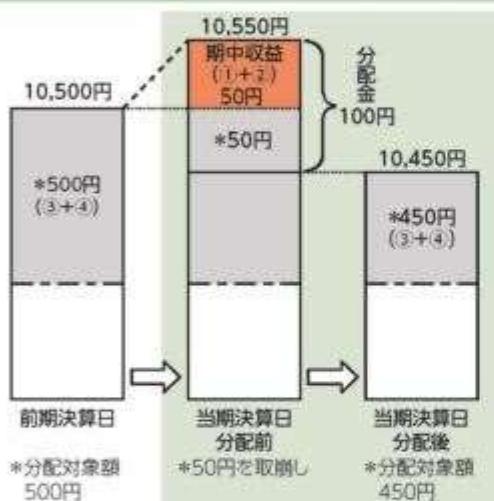
◆分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの收益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

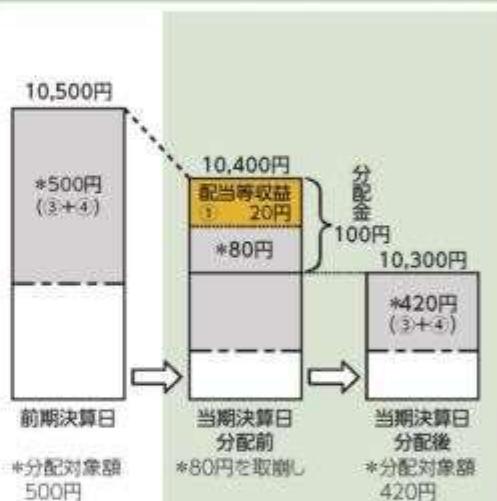
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



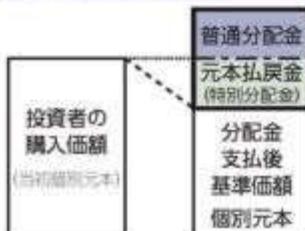
*上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金:当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

収益調整金:追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようするために設けられた勘定です。

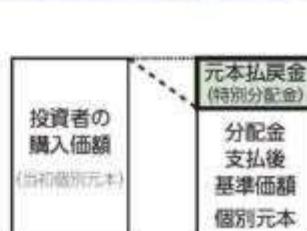
◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部戻しに相当する場合



*元本払戻金(特別分配金)は実質的に元本の一部戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。
また、元本払戻金(特別分配金)部分は非課税扱いとなります。

分配金の全部が元本の一部戻しに相当する場合

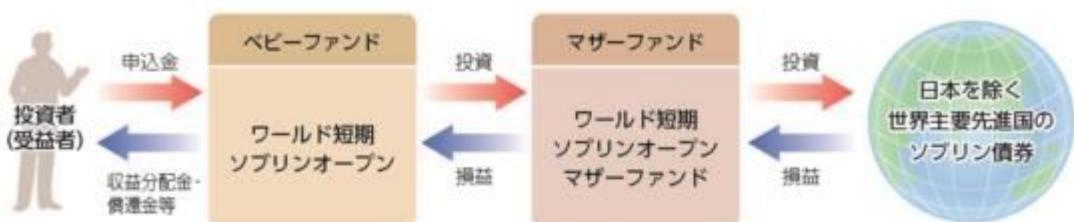


普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

■ ファンドのしくみ

ファミリーファンド方式により運用を行います。



ファミリーファンド方式とは、受益者から投資された資金をまとめた投資信託をベビーファンドとし、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資して、マザーファンドにおいて実質的な運用を行う仕組みです。

■ 主な投資制限

| | |
|-------------|---|
| マザーファンドへの投資 | マザーファンドへの投資は、制限を設けません。 |
| 外貨建資産への投資 | 外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。 |
| 投資する債券の残存期間 | <ul style="list-style-type: none"> ・残存期間が5年を超える債券には、原則として投資を行いません。 ・残存期間が3年を超える債券への実質投資割合は、取得時において、当ファンドの純資産総額の20%以内とします。 |

<信用格付会社等の提供する格付け等の情報について>

本書において格付等の情報を提供する信用格付会社等の第三者は、格付等の情報についての正確性、完全性、適時性または入手可能性を保証するものではなく、理由の如何を問わず、過失その他による誤り若しくは脱漏またはかかる内容を利用して得られた結果についての責任を負いません。第三者たる内容提供者は、市場性または特定の目的や利用への適合性についての保証を含め(これに限られません。),明示默示を問わずいかなる保証も行わず、本書において提供されている情報の内容の利用に関して、直接、間接、付随的、懲罰的、補償的、懲罰的、特別的若しくは結果的に生じた損害、費用、経費、弁護士費用または損失(逸失利益若しくは収益および機会費用を含みます。)について、いかなる責任または債務も負わないことをここに明示します。信用格付は意見の表明であり、事実の表明でも、またいかなる金融商品の購入、保有または売却を勧奨するものではありません。信用格付は金融商品の適格性や金融商品が投資目的に合致していることを示すものではなく、投資助言として依頼すべきものではありません。

(2) 【ファンドの沿革】

- 2004年8月23日 証券投資信託契約締結、設定、運用開始
- 2007年1月4日 投資信託振替制度への移行に伴う重大な約款変更の適用
- 2015年7月1日 ファンドの委託会社としての業務を国際投信投資顧問株式会社から
三菱UFJ国際投信株式会社に承継

(3) 【ファンドの仕組み】

委託会社およびファンドの関係法人の役割

| |
|----------|
| 投資家(受益者) |
|----------|

お申込金 収益分配金、解約代金等

| | |
|------|--|
| 販売会社 | 募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。 |
|------|--|

お申込金 収益分配金、解約代金等

| | |
|--|----------------------------|
| 受託会社(受託者) みずほ信託銀行株式会社 (再信託受託会社: 株式会社日本カストディ銀行) | 委託会社(委託者) 三菱UFJ国際投信株式会社 |
|--|----------------------------|

信託財産の保管・管理等を行います。

信託財産の運用の指図、受益権の発行等を行います。

投資 損益

マザーファンド

投資 損益

有価証券等

委託会社と関係法人との契約の概要

| | 概要 |
|-------------------------------------|---|
| 委託会社と受託会社との契約 「信託契約」 | 運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。 |
| 委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱に関する契約」 | 販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。 |

委託会社の概況（2020年8月末現在）

・金融商品取引業者登録番号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号

・設立年月日

1985年8月1日

・資本金

2,000百万円

・沿革

1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始

2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更

2005年10月 三菱投信株式会社とユーワフェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更

2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更

・大株主の状況

| 株主名 | 住所 | 所有株式数 | 所有比率 |
|---------------|-------------------|----------|--------|
| 三菱UFJ信託銀行株式会社 | 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 | 211,581株 | 100.0% |

2【投資方針】

（1）【投資方針】

基本方針

ファミリーファンド方式により、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

投資態度

- a . マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。
- b . マザーファンド受益証券を通じて、日本を除く世界主要先進国のソブリン債券のうち、原則としてA格以上のものに分散投資を行います。

- c. マクロ経済分析をベースとした金利・為替予測に基づき、国別アロケーションおよびデュレーションを決定します。
 - d. ポートフォリオのデュレーションは、原則として1～3年程度の範囲とすることを基本とします。
 - e. 残存期間が5年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。
 - f. 残存期間が3年を超える債券への実質投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。
 - g. 債券の実質組入比率は、原則として高位を保ちます。
 - h. 実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
 - i. 資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。
- 運用の形態等
ファミリーファンド方式により運用を行います。

(2) 【投資対象】

マザーファンド受益証券を通じて、日本を除く世界主要先進国のソブリン債券（国債、政府機関債等をいいます。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）とします。

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、（5）投資制限 <信託約款に定められた投資制限> の および に定めるものに限ります。）に係る権利
- c. 約束手形
- d. 金銭債権

運用の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として、三菱UFJ国際投信株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結されたワールド短期ソブリンオープン マザーファンドの受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。ただし、私募により発行された有価証券に投資することを指図しません。

- a. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券
- b. 国債証券
- c. 地方債証券
- d. 特別の法律により法人の発行する債券
- e. 社債券および社債と同時に募集され割り当てられた新株予約権証券
- f. コマーシャル・ペーパー
- g. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、a.からf.までの証券または証書の性質を有するもの
- h. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
- i. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- j. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行

信託の受益証券に限ります。)

- k . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 - 1 . 外国の者に対する権利で k . の有価証券の性質を有するもの
 - a . の証券または証書および g . の証券または証書のうち、 a . の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、 b . から e . までの証券および g . の証券または証書のうち b . から e . までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といいます。

金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a . 預金
- b . 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c . コール・ローン
- d . 手形割引市場において売買される手形
- e . 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
- f . 外国の者に対する権利で e . の権利の性質を有するもの

特別な場合の金融商品による運用

前記の規定にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還への対応および投資環境の変動等への対応で、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の a . から f . までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

その他の投資対象

- a . 先物取引等
- b . スワップ取引

参考 マザーファンド約款の「運用の基本方針」を以下に記載いたします。

- 運用の基本方針 -

約款第14条の規定に基づき、委託者の定める運用の基本方針は、次の通りとします。

1. 基本方針

この投資信託は、安定した収益の確保と信託財産の着実な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を除く世界主要先進国のソブリン債券（国債、政府機関債等をいいます。）を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

日本を除く世界主要先進国のソブリン債券のうち、原則としてA格以上のものに分散投資を行います。

マクロ経済分析をベースとした金利・為替予測に基づき、国別アロケーションおよびデュレーションを決定します。

ポートフォリオのデュレーションは、原則として1~3年程度の範囲とすることを基本とします。

残存期間が5年を超える債券には、原則として投資を行わないものとします。

残存期間が3年を超える債券への投資割合は、取得時において、信託財産の純資産総額の20%以内とします。

債券の組入比率は、原則として高位を保ちます。

外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

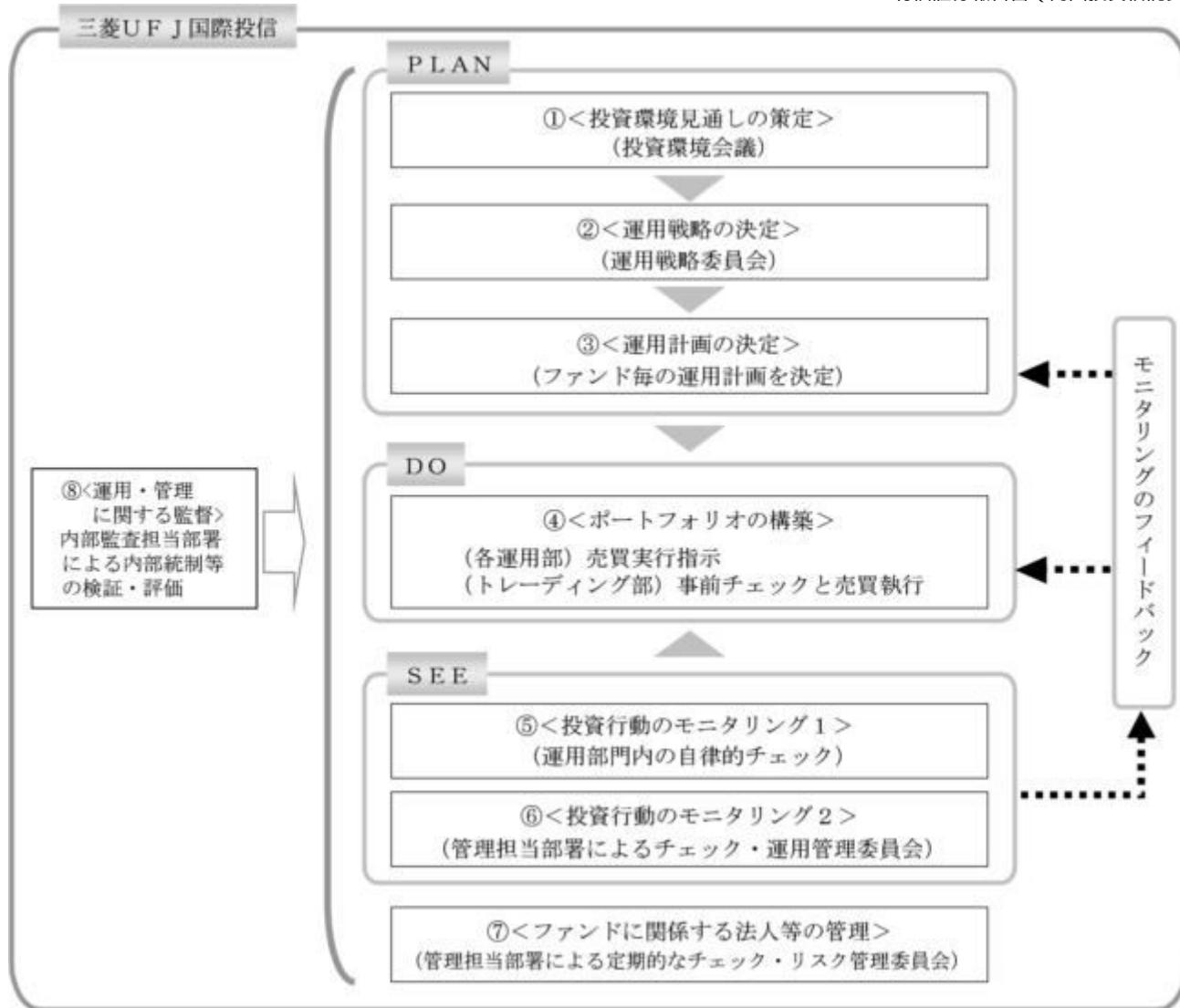
資金動向や市況動向によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3. 投資制限

- (1) 株式への投資は、転換社債ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。
- (2) 同一銘柄の株式への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (3) 同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- (4) 有価証券先物取引等は、約款第17条の範囲で行います。
- (5) スワップ取引は、約款第18条の範囲で行います。
- (6) 外貨建資産への投資は、制限を設けません。
- (7) 一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。

以上

（3）【運用体制】



投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署(40~60名程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関する法人については、その業務に関する委託会社の管理

担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署（10名程度）は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

なお、委託会社に関する「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。

「運用担当者に係る事項」 <https://www.am.mufg.jp/corp/operation/fm.html>

（4）【分配方針】

収益分配方針

毎月10日（休業日の場合は翌営業日とします。）に決算を行い、原則として以下の方針により分配を行います。

a. 分配対象収益額の範囲

経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

なお、前期から繰越された分配準備積立金および収益調整金中のその他調整金は、全額分配に使用することができます。

b. 分配対象収益についての分配方針

委託会社が基準価額の水準、市況動向、利子・配当収益の水準等を勘案して分配金額を決定します。

c. 留保益の運用方針

留保益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に則した運用を行います。

収益分配金の交付

a. 「分配金受取コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

b. 「自動けいぞく投資コース」

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約^{*}」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

* 販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあります。

収益の分配方式

a. 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(a) 配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額（「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）相当額を含みます。）を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬（当該諸経費、信託報酬は、消費税等相当額を含みます。）を控

除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

- b. 每計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

（5）【投資制限】

<信託約款に定められた投資制限>

マザーファンドへの投資

マザーファンドへの投資は、制限を設けません。

株式への投資

株式への実質投資は、転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債を転換したものに限り、信託財産の純資産総額の30%以内とします。

外貨建資産への投資

外貨建資産への実質投資は、制限を設けません。

株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

投資する株式の範囲

委託会社が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場（上場予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずるものとして取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

同一銘柄の株式への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

先物取引等の運用指図・目的・範囲

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

(a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。

(b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差引いた額）に信託財産が限月までに受取る組入公社債、組入貸付債権信託受益権の利払金お

および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額の範囲内とします。

- (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b . 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジ対象とする外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金その他の資産をいいます。以下同じ。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジ対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等の実需の範囲内とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- c . 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - (a) 先物取引の売建およびコール・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - (b) 先物取引の買建およびプット・オプションの売付の指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに金融商品で運用している額（以下「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受取る外貨建組入公社債および組入外国貸付債権信託受益証券ならびに外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には、外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金等を加えた額を限度とします。
 - (c) コール・オプションおよびプット・オプションの買付の指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引の運用指図・目的・範囲

- a . 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b . スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c . スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c .において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、前記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。なお、信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- d . スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- e . 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

デリバティブ取引等に係る投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に規定するデリバティブ取引等について、同規則に規定する合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる取引等の指図をしません。

同一銘柄の転換社債等への投資制限

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。なお、信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券の貸付の指図および範囲

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する公社債を貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額を超えない範囲内で貸付の指図をすることができます。
- b . 限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c . 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

外国為替予約の指図

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額に

マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

資金の借入れ

- a . 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当てを目的として、資金借入れの指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b . 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとし、資金借入額は当該有価証券等の売却等の代金の受取りの確定している資金の額の範囲内、かつ、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を限度とします。
- c . 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポートジャー、債券等エクスポートジャーおよびデリバティブ等エクスポートジャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・ 同一の法人の発行する株式（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含みます。)の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図してはならないものとされています。

3 【投資リスク】

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

（主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。）

為替変動リスク

ファンドは、主に米ドル建およびユーロ建等の有価証券に投資しています（ただし、これらに限定されるものではありません。）。外貨建資産に投資を行いますので、投資している国の通貨が円に対して強く（円安に）なればファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なればファンドの基準価額の下落要因となります。

金利変動リスク

投資している債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格

は下落（上昇）し、ファンドの基準価額の変動要因となります。また、デュレーションの長さも価格変動に影響を与えます。例えば、金利水準の低下を見込んでデュレーションを長くしている時には、金利変動に対する債券価格の感応度が高くなり、ファンドの基準価額の変動は大きくなります。

信用リスク

原則として格付けがA格以上のソブリン債券に投資しますが、投資している国の経済情勢の変化や各投資対象の格付けの変更により、債券価格が変動し、ファンドの基準価額も変動します。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ファミリーファンド方式による基準価額変動リスク

同じマザーファンドに投資する他のファンドの資金動向による影響を受け、ファンドの基準価額が変動することがあります。

カウンターパーティー・リスク（取引相手先の決済不履行リスク）

証券取引、為替取引等の相対取引においては、取引相手先の決済不履行リスクが伴います。

ベンチマークについての留意点

「FTSE世界国債インデックス1-3年(除く日本、円ベース)」をベンチマークとしますが、ファンドがベンチマークを上回る投資成果をあげることを保証するものではありません。

その他の主な留意点

- a. 受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合等には、信託期間中であっても償還されることがあります。
- b. 法令、税制および会計制度等は、今後変更される可能性があります。
- c. 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクリングオフ）の適用はありません。

（2）投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っています。

また、定期的に開催されるリスク管理に関する会議体等において、それらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を審議しています。この内容は運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

トレーディング担当部署

有価証券等の売買執行および発注に係る法令等の遵守および監視・牽制を行います。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

<流動性リスクに対する管理体制>

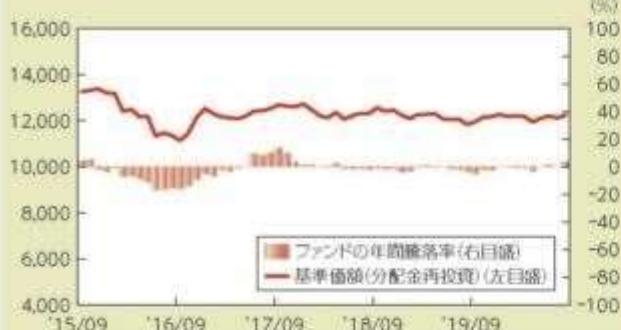
流動性リスクは、運用部門で市場の流動性の把握に努め、投資対象・売買数量等を適切に選択することによりコントロールしています。また、運用部門から独立したリスク管理担当部署においても流動性についての情報収集や分析・管理を行い、この結果はリスク管理に関する会議体等に報告されます。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

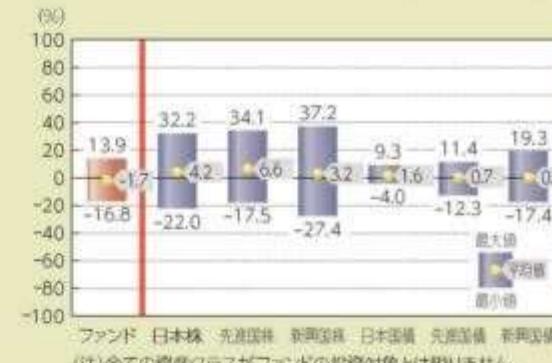
■ 代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

- ファンドの年間騰落率および基準価額(分配金再投資)の推移
(2015年9月末～2020年8月末)



- ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較
(2015年9月末～2020年8月末)



- ・基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものとして計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- ・年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ・ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

| 資産クラス | 指教名 | 注記等 |
|-------|-------------------------------|--|
| 日本株 | 東証株価指数(TOPIX) (配当込み) | 東証株価指数(TOPIX)(配当込み)とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す株価指数です。TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用的の停止を行なう権利を有しています。 |
| 先進国株 | MSCIコクサイ・インデックス (配当込み) | MSCIコクサイ・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 新興国株 | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み) | MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他の知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。 |
| 日本国債 | NOMURA-BPI(国債) | NOMURA-BPI(国債)とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI(純合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。 |
| 先進国債 | FTSE世界国債インデックス (除く日本) | FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 | JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイド | JPモルガンGBI-EMプローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。 |

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

申込価額(発行価格) × 1.65% (税抜1.50%) を上限として販売会社が定める手数料率
申込手数料は販売会社にご確認ください。

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞくコース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞくコース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込手数料の対価として提供する役務の内容は、ファンドおよび投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等です。

(2) 【換金（解約）手数料】

かかりません。

ただし、信託財産留保額として、解約の受付日の翌営業日の基準価額の0.2%が差引かれます。

換金（解約）手数料の対価として提供する役務の内容は、商品の換金に関する事務手続等です。

(3) 【信託報酬等】

a. 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に、年0.880%（税抜0.800%）の率を乗じて得た額とし、日々ファンドの基準価額に反映されます。信託報酬は消費税等相当額を含みます。

1万口当たりの信託報酬：保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

b. 信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

信託報酬の各支払先への配分（税抜）は、以下の通りです。

| 各販売会社の純資産残高に応じて | 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|--------------------------|---|-----------------------------------|---------------------------------|
| 1,000億円以下の部分に対して | 0.40% | 0.35% | |
| 1,000億円超2,000億円以下の部分に対して | 0.35% | 0.40% | |
| 2,000億円超3,000億円以下の部分に対して | 0.30% | 0.45% | 0.05% |
| 3,000億円超の部分に対して | 0.25% | 0.50% | |
| 対価として提供する役務の内容 | ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等 | 交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理、購入後の情報提供等 | ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの運用指図の実行等 |

上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。

(4) 【その他の手数料等】

- 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- 信託財産に係る監査費用（消費税等相当額を含みます。）は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。支弁時期は信託報酬と同様です。

・信託財産（投資している投資信託を含みます。）の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等（消費税等相当額を含みます。）、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

（注）手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。なお、ファンドが負担する費用（手数料等）の支払い実績は、交付運用報告書に開示されていますのでご参照ください。

（5）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、「NISA（少額投資非課税制度）およびジュニアNISA（未成年者少額投資非課税制度）」の適用対象です。NISAおよびジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一

ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2020年8月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ワールド短期ソブリンオープン】

(1) 【投資状況】

令和2年8月31日現在

(単位：円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率 (%) |
|--------------------------|--------|---------------|----------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 4,945,675,049 | 99.70 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 15,000,160 | 0.30 |
| 純資産総額 | | 4,960,675,209 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

令和2年8月31日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 投資 比率 (%) |
|--------|-----------|------------------------|---------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド | 3,518,300,526 | 1.4053 | 4,944,267,730 | 1.4057 | 4,945,675,049 | 99.70 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和2年8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.70 |
| 合計 | 99.70 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および令和2年8月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

| | 純資産総額 | | 基準価額 (1万口当たりの純資産価額) | |
|-------------------------|----------------|----------------|------------------------|-------|
| | (分配落) | (分配付) | (分配落) | (分配付) |
| 第71計算期間末日 (平成22年9月10日) | 48,688,967,743 | 49,046,290,047 | 6,813 | 6,863 |
| 第72計算期間末日 (平成22年10月12日) | 47,939,827,892 | 48,288,824,000 | 6,868 | 6,918 |
| 第73計算期間末日 (平成22年11月10日) | 46,303,117,216 | 46,645,614,604 | 6,760 | 6,810 |
| 第74計算期間末日 (平成22年12月10日) | 45,226,021,623 | 45,561,135,935 | 6,748 | 6,798 |
| 第75計算期間末日 (平成23年1月11日) | 43,195,877,712 | 43,522,161,110 | 6,619 | 6,669 |
| 第76計算期間末日 (平成23年2月10日) | 41,970,246,323 | 42,284,916,594 | 6,669 | 6,719 |
| 第77計算期間末日 (平成23年3月10日) | 41,045,129,810 | 41,351,373,416 | 6,701 | 6,751 |
| 第78計算期間末日 (平成23年4月11日) | 41,780,205,798 | 42,079,785,840 | 6,973 | 7,023 |
| 第79計算期間末日 (平成23年5月10日) | 38,961,647,760 | 39,258,367,696 | 6,565 | 6,615 |
| 第80計算期間末日 (平成23年6月10日) | 37,997,695,876 | 38,287,117,000 | 6,564 | 6,614 |
| 第81計算期間末日 (平成23年7月11日) | 36,620,808,667 | 36,902,564,823 | 6,499 | 6,549 |
| 第82計算期間末日 (平成23年8月10日) | 34,107,300,646 | 34,383,790,926 | 6,168 | 6,218 |
| 第83計算期間末日 (平成23年9月12日) | 32,179,726,179 | 32,446,383,511 | 6,034 | 6,084 |
| 第84計算期間末日 (平成23年10月11日) | 30,196,497,860 | 30,453,117,778 | 5,884 | 5,934 |
| 第85計算期間末日 (平成23年11月10日) | 29,555,687,413 | 29,705,166,167 | 5,932 | 5,962 |
| 第86計算期間末日 (平成23年12月12日) | 27,214,593,167 | 27,354,013,370 | 5,856 | 5,886 |
| 第87計算期間末日 (平成24年1月10日) | 25,417,846,155 | 25,552,085,365 | 5,680 | 5,710 |
| 第88計算期間末日 (平成24年2月10日) | 24,455,194,887 | 24,580,762,156 | 5,843 | 5,873 |

| | | | | | |
|------------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第89計算期間末日 | (平成24年 3月12日) | 24,841,810,454 | 24,963,318,187 | 6,133 | 6,163 |
| 第90計算期間末日 | (平成24年 4月10日) | 23,827,301,186 | 23,945,160,422 | 6,065 | 6,095 |
| 第91計算期間末日 | (平成24年 5月10日) | 22,568,615,376 | 22,684,466,173 | 5,844 | 5,874 |
| 第92計算期間末日 | (平成24年 6月11日) | 21,598,039,876 | 21,711,057,471 | 5,733 | 5,763 |
| 第93計算期間末日 | (平成24年 7月10日) | 20,932,637,018 | 21,042,863,485 | 5,697 | 5,727 |
| 第94計算期間末日 | (平成24年 8月10日) | 20,313,391,062 | 20,421,333,592 | 5,646 | 5,676 |
| 第95計算期間末日 | (平成24年 9月10日) | 19,797,016,705 | 19,902,250,993 | 5,644 | 5,674 |
| 第96計算期間末日 | (平成24年10月10日) | 19,377,997,650 | 19,481,316,563 | 5,627 | 5,657 |
| 第97計算期間末日 | (平成24年11月12日) | 19,172,467,319 | 19,274,140,389 | 5,657 | 5,687 |
| 第98計算期間末日 | (平成24年12月10日) | 19,525,994,406 | 19,625,256,979 | 5,901 | 5,931 |
| 第99計算期間末日 | (平成25年 1月10日) | 20,435,226,027 | 20,532,511,517 | 6,302 | 6,332 |
| 第100計算期間末日 | (平成25年 2月12日) | 21,086,675,062 | 21,180,613,215 | 6,734 | 6,764 |
| 第101計算期間末日 | (平成25年 3月11日) | 20,586,634,397 | 20,678,080,559 | 6,754 | 6,784 |
| 第102計算期間末日 | (平成25年 4月10日) | 20,744,187,293 | 20,803,201,510 | 7,030 | 7,050 |
| 第103計算期間末日 | (平成25年 5月10日) | 19,938,996,395 | 19,994,867,953 | 7,137 | 7,157 |
| 第104計算期間末日 | (平成25年 6月10日) | 18,308,391,585 | 18,362,118,765 | 6,815 | 6,835 |
| 第105計算期間末日 | (平成25年 7月10日) | 18,178,733,381 | 18,231,377,048 | 6,906 | 6,926 |
| 第106計算期間末日 | (平成25年 8月12日) | 17,279,129,600 | 17,330,801,677 | 6,688 | 6,708 |
| 第107計算期間末日 | (平成25年 9月10日) | 17,341,838,832 | 17,392,599,338 | 6,833 | 6,853 |
| 第108計算期間末日 | (平成25年10月10日) | 16,728,734,409 | 16,778,378,574 | 6,739 | 6,759 |
| 第109計算期間末日 | (平成25年11月11日) | 16,389,185,425 | 16,437,393,030 | 6,799 | 6,819 |
| 第110計算期間末日 | (平成25年12月10日) | 16,524,469,536 | 16,570,651,255 | 7,156 | 7,176 |
| 第111計算期間末日 | (平成26年 1月10日) | 15,891,591,051 | 15,935,679,711 | 7,209 | 7,229 |
| 第112計算期間末日 | (平成26年 2月10日) | 15,240,760,133 | 15,284,110,155 | 7,031 | 7,051 |
| 第113計算期間末日 | (平成26年 3月10日) | 15,250,455,776 | 15,293,325,945 | 7,115 | 7,135 |
| 第114計算期間末日 | (平成26年 4月10日) | 14,848,981,270 | 14,891,224,394 | 7,030 | 7,050 |
| 第115計算期間末日 | (平成26年 5月12日) | 14,638,476,813 | 14,680,315,912 | 6,998 | 7,018 |
| 第116計算期間末日 | (平成26年 6月10日) | 14,470,422,892 | 14,511,782,493 | 6,997 | 7,017 |
| 第117計算期間末日 | (平成26年 7月10日) | 14,107,200,112 | 14,147,847,210 | 6,941 | 6,961 |
| 第118計算期間末日 | (平成26年 8月11日) | 13,834,162,839 | 13,874,367,053 | 6,882 | 6,902 |
| 第119計算期間末日 | (平成26年 9月10日) | 13,857,610,259 | 13,896,958,809 | 7,044 | 7,064 |
| 第120計算期間末日 | (平成26年10月10日) | 13,634,532,745 | 13,672,962,192 | 7,096 | 7,116 |
| 第121計算期間末日 | (平成26年11月10日) | 14,091,430,239 | 14,129,226,921 | 7,456 | 7,476 |
| 第122計算期間末日 | (平成26年12月10日) | 14,216,736,420 | 14,253,673,755 | 7,698 | 7,718 |
| 第123計算期間末日 | (平成27年 1月13日) | 13,634,818,716 | 13,671,153,959 | 7,505 | 7,525 |
| 第124計算期間末日 | (平成27年 2月10日) | 13,359,294,357 | 13,395,133,730 | 7,455 | 7,475 |
| 第125計算期間末日 | (平成27年 3月10日) | 13,310,848,758 | 13,346,173,925 | 7,536 | 7,556 |
| 第126計算期間末日 | (平成27年 4月10日) | 13,043,140,675 | 13,078,046,488 | 7,473 | 7,493 |
| 第127計算期間末日 | (平成27年 5月11日) | 12,749,458,319 | 12,783,692,959 | 7,448 | 7,468 |
| 第128計算期間末日 | (平成27年 6月10日) | 12,876,460,300 | 12,909,993,680 | 7,680 | 7,700 |
| 第129計算期間末日 | (平成27年 7月10日) | 12,372,304,650 | 12,405,505,782 | 7,453 | 7,473 |
| 第130計算期間末日 | (平成27年 8月10日) | 12,451,650,874 | 12,484,487,214 | 7,584 | 7,604 |

| | | | | | |
|------------|---------------|----------------|----------------|-------|-------|
| 第131計算期間末日 | (平成27年 9月10日) | 11,856,737,683 | 11,889,166,683 | 7,312 | 7,332 |
| 第132計算期間末日 | (平成27年10月13日) | 11,754,323,024 | 11,786,462,384 | 7,315 | 7,335 |
| 第133計算期間末日 | (平成27年11月10日) | 11,753,681,661 | 11,785,581,850 | 7,369 | 7,389 |
| 第134計算期間末日 | (平成27年12月10日) | 11,497,741,378 | 11,529,304,615 | 7,286 | 7,306 |
| 第135計算期間末日 | (平成28年 1月12日) | 10,956,875,284 | 10,988,207,959 | 6,994 | 7,014 |
| 第136計算期間末日 | (平成28年 2月10日) | 10,668,694,256 | 10,699,839,729 | 6,851 | 6,871 |
| 第137計算期間末日 | (平成28年 3月10日) | 10,439,116,166 | 10,470,151,836 | 6,727 | 6,747 |
| 第138計算期間末日 | (平成28年 4月11日) | 9,780,847,193 | 9,811,082,208 | 6,470 | 6,490 |
| 第139計算期間末日 | (平成28年 5月10日) | 9,702,282,164 | 9,732,353,054 | 6,453 | 6,473 |
| 第140計算期間末日 | (平成28年 6月10日) | 9,454,246,631 | 9,484,005,109 | 6,354 | 6,374 |
| 第141計算期間末日 | (平成28年 7月11日) | 8,803,362,226 | 8,833,058,681 | 5,929 | 5,949 |
| 第142計算期間末日 | (平成28年 8月10日) | 8,858,850,570 | 8,873,644,433 | 5,988 | 5,998 |
| 第143計算期間末日 | (平成28年 9月12日) | 8,829,140,097 | 8,843,784,456 | 6,029 | 6,039 |
| 第144計算期間末日 | (平成28年10月11日) | 8,807,125,713 | 8,821,621,740 | 6,076 | 6,086 |
| 第145計算期間末日 | (平成28年11月10日) | 8,822,221,684 | 8,836,617,136 | 6,128 | 6,138 |
| 第146計算期間末日 | (平成28年12月12日) | 9,270,915,399 | 9,284,950,883 | 6,605 | 6,615 |
| 第147計算期間末日 | (平成29年 1月10日) | 9,112,640,993 | 9,126,440,117 | 6,604 | 6,614 |
| 第148計算期間末日 | (平成29年 2月10日) | 8,832,546,933 | 8,846,128,439 | 6,503 | 6,513 |
| 第149計算期間末日 | (平成29年 3月10日) | 8,781,193,162 | 8,794,629,756 | 6,535 | 6,545 |
| 第150計算期間末日 | (平成29年 4月10日) | 8,437,741,370 | 8,451,077,781 | 6,327 | 6,337 |
| 第151計算期間末日 | (平成29年 5月10日) | 8,578,554,750 | 8,591,753,359 | 6,500 | 6,510 |
| 第152計算期間末日 | (平成29年 6月12日) | 8,270,038,110 | 8,283,000,361 | 6,380 | 6,390 |
| 第153計算期間末日 | (平成29年 7月10日) | 8,505,556,559 | 8,518,387,054 | 6,629 | 6,639 |
| 第154計算期間末日 | (平成29年 8月10日) | 8,304,516,296 | 8,317,292,941 | 6,500 | 6,510 |
| 第155計算期間末日 | (平成29年 9月11日) | 8,195,690,397 | 8,208,350,645 | 6,474 | 6,484 |
| 第156計算期間末日 | (平成29年10月10日) | 8,008,991,749 | 8,021,113,442 | 6,607 | 6,617 |
| 第157計算期間末日 | (平成29年11月10日) | 7,884,425,994 | 7,896,365,908 | 6,603 | 6,613 |
| 第158計算期間末日 | (平成29年12月11日) | 7,761,471,588 | 7,773,168,928 | 6,635 | 6,645 |
| 第159計算期間末日 | (平成30年 1月10日) | 7,636,803,677 | 7,648,403,526 | 6,584 | 6,594 |
| 第160計算期間末日 | (平成30年 2月13日) | 7,393,848,200 | 7,405,339,121 | 6,435 | 6,445 |
| 第161計算期間末日 | (平成30年 3月12日) | 7,247,895,294 | 7,259,355,375 | 6,324 | 6,334 |
| 第162計算期間末日 | (平成30年 4月10日) | 7,174,014,751 | 7,185,373,155 | 6,316 | 6,326 |
| 第163計算期間末日 | (平成30年 5月10日) | 7,156,883,373 | 7,168,166,997 | 6,343 | 6,353 |
| 第164計算期間末日 | (平成30年 6月11日) | 7,017,426,556 | 7,028,599,414 | 6,281 | 6,291 |
| 第165計算期間末日 | (平成30年 7月10日) | 7,021,686,648 | 7,032,728,888 | 6,359 | 6,369 |
| 第166計算期間末日 | (平成30年 8月10日) | 6,810,146,500 | 6,820,965,442 | 6,295 | 6,305 |
| 第167計算期間末日 | (平成30年 9月10日) | 6,724,157,744 | 6,734,857,935 | 6,284 | 6,294 |
| 第168計算期間末日 | (平成30年10月10日) | 6,772,028,136 | 6,782,636,044 | 6,384 | 6,394 |
| 第169計算期間末日 | (平成30年11月12日) | 6,708,454,217 | 6,718,956,866 | 6,387 | 6,397 |
| 第170計算期間末日 | (平成30年12月10日) | 6,557,399,750 | 6,567,770,373 | 6,323 | 6,333 |
| 第171計算期間末日 | (平成31年 1月10日) | 6,313,261,107 | 6,323,578,704 | 6,119 | 6,129 |
| 第172計算期間末日 | (平成31年 2月12日) | 6,360,845,592 | 6,371,108,494 | 6,198 | 6,208 |

| | | | | | |
|------------|---------------|---------------|---------------|-------|-------|
| 第173計算期間末日 | (平成31年 3月11日) | 6,298,392,846 | 6,308,534,511 | 6,210 | 6,220 |
| 第174計算期間末日 | (平成31年 4月10日) | 6,280,949,394 | 6,291,003,824 | 6,247 | 6,257 |
| 第175計算期間末日 | (令和 1年 5月10日) | 6,137,103,395 | 6,147,075,050 | 6,155 | 6,165 |
| 第176計算期間末日 | (令和 1年 6月10日) | 6,072,016,320 | 6,081,943,839 | 6,116 | 6,126 |
| 第177計算期間末日 | (令和 1年 7月10日) | 5,545,471,868 | 5,554,531,711 | 6,121 | 6,131 |
| 第178計算期間末日 | (令和 1年 8月13日) | 5,333,673,077 | 5,342,667,646 | 5,930 | 5,940 |
| 第179計算期間末日 | (令和 1年 9月10日) | 5,392,028,862 | 5,400,991,583 | 6,016 | 6,026 |
| 第180計算期間末日 | (令和 1年10月10日) | 5,339,176,179 | 5,348,080,812 | 5,996 | 6,006 |
| 第181計算期間末日 | (令和 1年11月11日) | 5,368,974,348 | 5,377,791,269 | 6,089 | 6,099 |
| 第182計算期間末日 | (令和 1年12月10日) | 5,264,565,078 | 5,273,244,598 | 6,066 | 6,076 |
| 第183計算期間末日 | (令和 2年 1月10日) | 5,258,704,765 | 5,267,294,407 | 6,122 | 6,132 |
| 第184計算期間末日 | (令和 2年 2月10日) | 5,193,671,106 | 5,202,184,543 | 6,101 | 6,111 |
| 第185計算期間末日 | (令和 2年 3月10日) | 4,935,550,719 | 4,943,991,492 | 5,847 | 5,857 |
| 第186計算期間末日 | (令和 2年 4月10日) | 5,047,600,127 | 5,055,956,489 | 6,040 | 6,050 |
| 第187計算期間末日 | (令和 2年 5月11日) | 4,955,479,320 | 4,963,822,863 | 5,939 | 5,949 |
| 第188計算期間末日 | (令和 2年 6月10日) | 5,064,343,258 | 5,068,505,617 | 6,084 | 6,089 |
| 第189計算期間末日 | (令和 2年 7月10日) | 4,995,138,912 | 4,999,278,395 | 6,034 | 6,039 |
| 第190計算期間末日 | (令和 2年 8月11日) | 4,989,302,730 | 4,993,414,355 | 6,067 | 6,072 |
| | 令和 1年 8月末日 | 5,354,315,792 | | 5,967 | |
| | 9月末日 | 5,379,400,220 | | 6,020 | |
| | 10月末日 | 5,422,530,189 | | 6,109 | |
| | 11月末日 | 5,323,651,517 | | 6,110 | |
| | 12月末日 | 5,304,438,333 | | 6,145 | |
| | 令和 2年 1月末日 | 5,198,422,492 | | 6,093 | |
| | 2月末日 | 5,165,586,789 | | 6,098 | |
| | 3月末日 | 5,075,586,612 | | 6,073 | |
| | 4月末日 | 4,955,309,404 | | 5,940 | |
| | 5月末日 | 5,013,198,960 | | 6,014 | |
| | 6月末日 | 5,025,783,710 | | 6,057 | |
| | 7月末日 | 4,949,960,179 | | 6,009 | |
| | 8月末日 | 4,960,675,209 | | 6,066 | |

【分配の推移】

| | 1万口当たりの分配金 |
|---------|------------|
| 第71計算期間 | 50円 |
| 第72計算期間 | 50円 |
| 第73計算期間 | 50円 |
| 第74計算期間 | 50円 |
| 第75計算期間 | 50円 |
| 第76計算期間 | 50円 |

| | |
|----------|-----|
| 第77計算期間 | 50円 |
| 第78計算期間 | 50円 |
| 第79計算期間 | 50円 |
| 第80計算期間 | 50円 |
| 第81計算期間 | 50円 |
| 第82計算期間 | 50円 |
| 第83計算期間 | 50円 |
| 第84計算期間 | 50円 |
| 第85計算期間 | 30円 |
| 第86計算期間 | 30円 |
| 第87計算期間 | 30円 |
| 第88計算期間 | 30円 |
| 第89計算期間 | 30円 |
| 第90計算期間 | 30円 |
| 第91計算期間 | 30円 |
| 第92計算期間 | 30円 |
| 第93計算期間 | 30円 |
| 第94計算期間 | 30円 |
| 第95計算期間 | 30円 |
| 第96計算期間 | 30円 |
| 第97計算期間 | 30円 |
| 第98計算期間 | 30円 |
| 第99計算期間 | 30円 |
| 第100計算期間 | 30円 |
| 第101計算期間 | 30円 |
| 第102計算期間 | 20円 |
| 第103計算期間 | 20円 |
| 第104計算期間 | 20円 |
| 第105計算期間 | 20円 |
| 第106計算期間 | 20円 |
| 第107計算期間 | 20円 |
| 第108計算期間 | 20円 |
| 第109計算期間 | 20円 |
| 第110計算期間 | 20円 |
| 第111計算期間 | 20円 |
| 第112計算期間 | 20円 |
| 第113計算期間 | 20円 |
| 第114計算期間 | 20円 |
| 第115計算期間 | 20円 |
| 第116計算期間 | 20円 |
| 第117計算期間 | 20円 |
| 第118計算期間 | 20円 |

| | |
|----------|-----|
| 第119計算期間 | 20円 |
| 第120計算期間 | 20円 |
| 第121計算期間 | 20円 |
| 第122計算期間 | 20円 |
| 第123計算期間 | 20円 |
| 第124計算期間 | 20円 |
| 第125計算期間 | 20円 |
| 第126計算期間 | 20円 |
| 第127計算期間 | 20円 |
| 第128計算期間 | 20円 |
| 第129計算期間 | 20円 |
| 第130計算期間 | 20円 |
| 第131計算期間 | 20円 |
| 第132計算期間 | 20円 |
| 第133計算期間 | 20円 |
| 第134計算期間 | 20円 |
| 第135計算期間 | 20円 |
| 第136計算期間 | 20円 |
| 第137計算期間 | 20円 |
| 第138計算期間 | 20円 |
| 第139計算期間 | 20円 |
| 第140計算期間 | 20円 |
| 第141計算期間 | 20円 |
| 第142計算期間 | 10円 |
| 第143計算期間 | 10円 |
| 第144計算期間 | 10円 |
| 第145計算期間 | 10円 |
| 第146計算期間 | 10円 |
| 第147計算期間 | 10円 |
| 第148計算期間 | 10円 |
| 第149計算期間 | 10円 |
| 第150計算期間 | 10円 |
| 第151計算期間 | 10円 |
| 第152計算期間 | 10円 |
| 第153計算期間 | 10円 |
| 第154計算期間 | 10円 |
| 第155計算期間 | 10円 |
| 第156計算期間 | 10円 |
| 第157計算期間 | 10円 |
| 第158計算期間 | 10円 |
| 第159計算期間 | 10円 |
| 第160計算期間 | 10円 |

| | |
|----------|-----|
| 第161計算期間 | 10円 |
| 第162計算期間 | 10円 |
| 第163計算期間 | 10円 |
| 第164計算期間 | 10円 |
| 第165計算期間 | 10円 |
| 第166計算期間 | 10円 |
| 第167計算期間 | 10円 |
| 第168計算期間 | 10円 |
| 第169計算期間 | 10円 |
| 第170計算期間 | 10円 |
| 第171計算期間 | 10円 |
| 第172計算期間 | 10円 |
| 第173計算期間 | 10円 |
| 第174計算期間 | 10円 |
| 第175計算期間 | 10円 |
| 第176計算期間 | 10円 |
| 第177計算期間 | 10円 |
| 第178計算期間 | 10円 |
| 第179計算期間 | 10円 |
| 第180計算期間 | 10円 |
| 第181計算期間 | 10円 |
| 第182計算期間 | 10円 |
| 第183計算期間 | 10円 |
| 第184計算期間 | 10円 |
| 第185計算期間 | 10円 |
| 第186計算期間 | 10円 |
| 第187計算期間 | 10円 |
| 第188計算期間 | 5円 |
| 第189計算期間 | 5円 |
| 第190計算期間 | 5円 |

【收益率の推移】

| | 收益率(%) |
|---------|--------|
| 第71計算期間 | 3.29 |
| 第72計算期間 | 1.54 |
| 第73計算期間 | 0.84 |
| 第74計算期間 | 0.56 |
| 第75計算期間 | 1.17 |
| 第76計算期間 | 1.51 |
| 第77計算期間 | 1.22 |

| | |
|----------|------|
| 第78計算期間 | 4.80 |
| 第79計算期間 | 5.13 |
| 第80計算期間 | 0.74 |
| 第81計算期間 | 0.22 |
| 第82計算期間 | 4.32 |
| 第83計算期間 | 1.36 |
| 第84計算期間 | 1.65 |
| 第85計算期間 | 1.32 |
| 第86計算期間 | 0.77 |
| 第87計算期間 | 2.49 |
| 第88計算期間 | 3.39 |
| 第89計算期間 | 5.47 |
| 第90計算期間 | 0.61 |
| 第91計算期間 | 3.14 |
| 第92計算期間 | 1.38 |
| 第93計算期間 | 0.10 |
| 第94計算期間 | 0.36 |
| 第95計算期間 | 0.49 |
| 第96計算期間 | 0.23 |
| 第97計算期間 | 1.06 |
| 第98計算期間 | 4.84 |
| 第99計算期間 | 7.30 |
| 第100計算期間 | 7.33 |
| 第101計算期間 | 0.74 |
| 第102計算期間 | 4.38 |
| 第103計算期間 | 1.80 |
| 第104計算期間 | 4.23 |
| 第105計算期間 | 1.62 |
| 第106計算期間 | 2.86 |
| 第107計算期間 | 2.46 |
| 第108計算期間 | 1.08 |
| 第109計算期間 | 1.18 |
| 第110計算期間 | 5.54 |
| 第111計算期間 | 1.02 |
| 第112計算期間 | 2.19 |
| 第113計算期間 | 1.47 |
| 第114計算期間 | 0.91 |
| 第115計算期間 | 0.17 |
| 第116計算期間 | 0.27 |
| 第117計算期間 | 0.51 |
| 第118計算期間 | 0.56 |
| 第119計算期間 | 2.64 |

| | |
|----------|------|
| 第120計算期間 | 1.02 |
| 第121計算期間 | 5.35 |
| 第122計算期間 | 3.51 |
| 第123計算期間 | 2.24 |
| 第124計算期間 | 0.39 |
| 第125計算期間 | 1.35 |
| 第126計算期間 | 0.57 |
| 第127計算期間 | 0.06 |
| 第128計算期間 | 3.38 |
| 第129計算期間 | 2.69 |
| 第130計算期間 | 2.02 |
| 第131計算期間 | 3.32 |
| 第132計算期間 | 0.31 |
| 第133計算期間 | 1.01 |
| 第134計算期間 | 0.85 |
| 第135計算期間 | 3.73 |
| 第136計算期間 | 1.75 |
| 第137計算期間 | 1.51 |
| 第138計算期間 | 3.52 |
| 第139計算期間 | 0.04 |
| 第140計算期間 | 1.22 |
| 第141計算期間 | 6.37 |
| 第142計算期間 | 1.16 |
| 第143計算期間 | 0.85 |
| 第144計算期間 | 0.94 |
| 第145計算期間 | 1.02 |
| 第146計算期間 | 7.94 |
| 第147計算期間 | 0.13 |
| 第148計算期間 | 1.37 |
| 第149計算期間 | 0.64 |
| 第150計算期間 | 3.02 |
| 第151計算期間 | 2.89 |
| 第152計算期間 | 1.69 |
| 第153計算期間 | 4.05 |
| 第154計算期間 | 1.79 |
| 第155計算期間 | 0.24 |
| 第156計算期間 | 2.20 |
| 第157計算期間 | 0.09 |
| 第158計算期間 | 0.63 |
| 第159計算期間 | 0.61 |
| 第160計算期間 | 2.11 |
| 第161計算期間 | 1.56 |

| | |
|----------|------|
| 第162計算期間 | 0.03 |
| 第163計算期間 | 0.58 |
| 第164計算期間 | 0.81 |
| 第165計算期間 | 1.40 |
| 第166計算期間 | 0.84 |
| 第167計算期間 | 0.01 |
| 第168計算期間 | 1.75 |
| 第169計算期間 | 0.20 |
| 第170計算期間 | 0.84 |
| 第171計算期間 | 3.06 |
| 第172計算期間 | 1.45 |
| 第173計算期間 | 0.35 |
| 第174計算期間 | 0.75 |
| 第175計算期間 | 1.31 |
| 第176計算期間 | 0.47 |
| 第177計算期間 | 0.24 |
| 第178計算期間 | 2.95 |
| 第179計算期間 | 1.61 |
| 第180計算期間 | 0.16 |
| 第181計算期間 | 1.71 |
| 第182計算期間 | 0.21 |
| 第183計算期間 | 1.08 |
| 第184計算期間 | 0.17 |
| 第185計算期間 | 3.99 |
| 第186計算期間 | 3.47 |
| 第187計算期間 | 1.50 |
| 第188計算期間 | 2.52 |
| 第189計算期間 | 0.73 |
| 第190計算期間 | 0.62 |

(注)「收益率」とは、計算期間末の基準価額(分配付の額)から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額(分配落の額)を控除した額を当該基準価額(分配落の額)で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

(4)【設定及び解約の実績】

| | 設定口数 | 解約口数 | 発行済口数 |
|---------|-------------|---------------|----------------|
| 第71計算期間 | 445,326,441 | 1,952,121,311 | 71,464,460,864 |
| 第72計算期間 | 558,532,229 | 2,223,771,317 | 69,799,221,776 |
| 第73計算期間 | 212,337,240 | 1,512,081,409 | 68,499,477,607 |
| 第74計算期間 | 212,625,758 | 1,689,240,816 | 67,022,862,549 |
| 第75計算期間 | 120,157,152 | 1,886,339,926 | 65,256,679,775 |
| 第76計算期間 | 212,565,934 | 2,535,191,358 | 62,934,054,351 |
| 第77計算期間 | 150,115,042 | 1,835,448,092 | 61,248,721,301 |

| | | | |
|----------|-------------|---------------|----------------|
| 第78計算期間 | 297,111,801 | 1,629,824,526 | 59,916,008,576 |
| 第79計算期間 | 243,510,953 | 815,532,223 | 59,343,987,306 |
| 第80計算期間 | 269,287,216 | 1,729,049,718 | 57,884,224,804 |
| 第81計算期間 | 309,120,659 | 1,842,114,064 | 56,351,231,399 |
| 第82計算期間 | 488,879,463 | 1,542,054,814 | 55,298,056,048 |
| 第83計算期間 | 182,565,662 | 2,149,155,170 | 53,331,466,540 |
| 第84計算期間 | 109,392,128 | 2,116,875,023 | 51,323,983,645 |
| 第85計算期間 | 70,511,575 | 1,568,243,845 | 49,826,251,375 |
| 第86計算期間 | 47,437,192 | 3,400,287,355 | 46,473,401,212 |
| 第87計算期間 | 46,336,560 | 1,773,334,165 | 44,746,403,607 |
| 第88計算期間 | 45,734,771 | 2,936,382,009 | 41,855,756,369 |
| 第89計算期間 | 53,011,918 | 1,406,190,292 | 40,502,577,995 |
| 第90計算期間 | 200,566,578 | 1,416,732,375 | 39,286,412,198 |
| 第91計算期間 | 41,721,762 | 711,201,523 | 38,616,932,437 |
| 第92計算期間 | 46,296,725 | 990,697,253 | 37,672,531,909 |
| 第93計算期間 | 46,799,655 | 977,175,715 | 36,742,155,849 |
| 第94計算期間 | 40,767,094 | 802,079,499 | 35,980,843,444 |
| 第95計算期間 | 54,541,656 | 957,288,933 | 35,078,096,167 |
| 第96計算期間 | 186,886,151 | 825,344,528 | 34,439,637,790 |
| 第97計算期間 | 200,678,027 | 749,292,155 | 33,891,023,662 |
| 第98計算期間 | 49,666,010 | 853,165,092 | 33,087,524,580 |
| 第99計算期間 | 45,916,690 | 704,944,545 | 32,428,496,725 |
| 第100計算期間 | 59,967,546 | 1,175,746,301 | 31,312,717,970 |
| 第101計算期間 | 40,710,760 | 871,374,435 | 30,482,054,295 |
| 第102計算期間 | 29,447,739 | 1,004,393,216 | 29,507,108,818 |
| 第103計算期間 | 25,895,138 | 1,597,224,752 | 27,935,779,204 |
| 第104計算期間 | 42,388,533 | 1,114,577,352 | 26,863,590,385 |
| 第105計算期間 | 26,063,738 | 567,820,612 | 26,321,833,511 |
| 第106計算期間 | 19,620,871 | 505,415,602 | 25,836,038,780 |
| 第107計算期間 | 32,426,483 | 488,211,985 | 25,380,253,278 |
| 第108計算期間 | 30,004,038 | 588,174,415 | 24,822,082,901 |
| 第109計算期間 | 20,385,518 | 738,665,910 | 24,103,802,509 |
| 第110計算期間 | 40,556,942 | 1,053,499,912 | 23,090,859,539 |
| 第111計算期間 | 61,101,319 | 1,107,630,475 | 22,044,330,383 |
| 第112計算期間 | 28,228,040 | 397,547,266 | 21,675,011,157 |
| 第113計算期間 | 30,912,855 | 270,839,101 | 21,435,084,911 |
| 第114計算期間 | 24,801,567 | 338,324,388 | 21,121,562,090 |
| 第115計算期間 | 12,958,252 | 214,970,637 | 20,919,549,705 |
| 第116計算期間 | 15,211,132 | 254,959,861 | 20,679,800,976 |
| 第117計算期間 | 14,034,656 | 370,286,274 | 20,323,549,358 |
| 第118計算期間 | 17,178,599 | 238,620,644 | 20,102,107,313 |
| 第119計算期間 | 19,995,471 | 447,827,757 | 19,674,275,027 |

| | | | |
|----------|------------|-------------|----------------|
| 第120計算期間 | 12,987,555 | 472,538,672 | 19,214,723,910 |
| 第121計算期間 | 10,703,393 | 327,085,923 | 18,898,341,380 |
| 第122計算期間 | 16,144,696 | 445,818,539 | 18,468,667,537 |
| 第123計算期間 | 16,757,545 | 317,803,350 | 18,167,621,732 |
| 第124計算期間 | 10,464,162 | 258,399,354 | 17,919,686,540 |
| 第125計算期間 | 15,145,368 | 272,248,043 | 17,662,583,865 |
| 第126計算期間 | 37,123,735 | 246,800,623 | 17,452,906,977 |
| 第127計算期間 | 10,109,553 | 345,696,385 | 17,117,320,145 |
| 第128計算期間 | 25,121,641 | 375,751,532 | 16,766,690,254 |
| 第129計算期間 | 11,930,262 | 178,054,510 | 16,600,566,006 |
| 第130計算期間 | 9,014,108 | 191,409,952 | 16,418,170,162 |
| 第131計算期間 | 16,862,755 | 220,532,877 | 16,214,500,040 |
| 第132計算期間 | 9,054,982 | 153,874,877 | 16,069,680,145 |
| 第133計算期間 | 9,110,451 | 128,696,063 | 15,950,094,533 |
| 第134計算期間 | 10,636,652 | 179,112,652 | 15,781,618,533 |
| 第135計算期間 | 22,685,736 | 137,966,327 | 15,666,337,942 |
| 第136計算期間 | 10,019,378 | 103,620,761 | 15,572,736,559 |
| 第137計算期間 | 10,984,048 | 65,885,201 | 15,517,835,406 |
| 第138計算期間 | 12,742,079 | 413,069,546 | 15,117,507,939 |
| 第139計算期間 | 12,195,966 | 94,258,853 | 15,035,445,052 |
| 第140計算期間 | 11,636,186 | 167,841,897 | 14,879,239,341 |
| 第141計算期間 | 12,193,646 | 43,205,281 | 14,848,227,706 |
| 第142計算期間 | 15,983,554 | 70,348,227 | 14,793,863,033 |
| 第143計算期間 | 7,686,286 | 157,189,406 | 14,644,359,913 |
| 第144計算期間 | 7,146,349 | 155,478,352 | 14,496,027,910 |
| 第145計算期間 | 7,164,869 | 107,739,997 | 14,395,452,782 |
| 第146計算期間 | 13,577,830 | 373,545,677 | 14,035,484,935 |
| 第147計算期間 | 21,099,854 | 257,460,293 | 13,799,124,496 |
| 第148計算期間 | 6,144,603 | 223,762,334 | 13,581,506,765 |
| 第149計算期間 | 6,280,628 | 151,192,947 | 13,436,594,446 |
| 第150計算期間 | 9,911,210 | 110,094,559 | 13,336,411,097 |
| 第151計算期間 | 8,099,435 | 145,901,379 | 13,198,609,153 |
| 第152計算期間 | 13,451,506 | 249,809,570 | 12,962,251,089 |
| 第153計算期間 | 6,641,742 | 138,397,217 | 12,830,495,614 |
| 第154計算期間 | 40,484,147 | 94,334,320 | 12,776,645,441 |
| 第155計算期間 | 21,133,937 | 137,530,393 | 12,660,248,985 |
| 第156計算期間 | 9,543,372 | 548,099,197 | 12,121,693,160 |
| 第157計算期間 | 5,118,105 | 186,897,240 | 11,939,914,025 |
| 第158計算期間 | 31,573,998 | 274,147,214 | 11,697,340,809 |
| 第159計算期間 | 5,626,460 | 103,117,551 | 11,599,849,718 |
| 第160計算期間 | 7,020,820 | 115,949,495 | 11,490,921,043 |
| 第161計算期間 | 20,016,716 | 50,856,110 | 11,460,081,649 |

| | | | |
|----------|------------|-------------|----------------|
| 第162計算期間 | 5,723,425 | 107,400,926 | 11,358,404,148 |
| 第163計算期間 | 6,763,046 | 81,543,187 | 11,283,624,007 |
| 第164計算期間 | 11,208,791 | 121,973,968 | 11,172,858,830 |
| 第165計算期間 | 5,320,714 | 135,938,637 | 11,042,240,907 |
| 第166計算期間 | 4,824,564 | 228,122,674 | 10,818,942,797 |
| 第167計算期間 | 4,982,540 | 123,733,433 | 10,700,191,904 |
| 第168計算期間 | 4,598,564 | 96,882,274 | 10,607,908,194 |
| 第169計算期間 | 4,367,602 | 109,625,988 | 10,502,649,808 |
| 第170計算期間 | 8,180,363 | 140,206,346 | 10,370,623,825 |
| 第171計算期間 | 20,301,260 | 73,327,740 | 10,317,597,345 |
| 第172計算期間 | 5,766,827 | 60,461,237 | 10,262,902,935 |
| 第173計算期間 | 4,402,072 | 125,639,624 | 10,141,665,383 |
| 第174計算期間 | 5,204,077 | 92,438,655 | 10,054,430,805 |
| 第175計算期間 | 4,399,673 | 87,175,433 | 9,971,655,045 |
| 第176計算期間 | 5,437,302 | 49,573,253 | 9,927,519,094 |
| 第177計算期間 | 8,938,602 | 876,614,309 | 9,059,843,387 |
| 第178計算期間 | 4,658,464 | 69,932,392 | 8,994,569,459 |
| 第179計算期間 | 4,608,515 | 36,456,471 | 8,962,721,503 |
| 第180計算期間 | 4,605,358 | 62,693,502 | 8,904,633,359 |
| 第181計算期間 | 4,786,872 | 92,498,641 | 8,816,921,590 |
| 第182計算期間 | 5,555,331 | 142,956,202 | 8,679,520,719 |
| 第183計算期間 | 6,770,286 | 96,648,993 | 8,589,642,012 |
| 第184計算期間 | 5,178,887 | 81,383,585 | 8,513,437,314 |
| 第185計算期間 | 4,168,682 | 76,832,419 | 8,440,773,577 |
| 第186計算期間 | 5,342,630 | 89,753,212 | 8,356,362,995 |
| 第187計算期間 | 6,858,493 | 19,678,368 | 8,343,543,120 |
| 第188計算期間 | 4,357,373 | 23,181,202 | 8,324,719,291 |
| 第189計算期間 | 3,717,532 | 49,470,034 | 8,278,966,789 |
| 第190計算期間 | 2,578,670 | 58,294,839 | 8,223,250,620 |

(参考)

ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド

投資状況

令和2年8月31日現在
(単位:円)

| 資産の種類 | 国 / 地域 | 時価合計 | 投資比率(%) |
|-------|--------|---------------|---------|
| 国債証券 | アメリカ | 1,867,896,569 | 37.77 |
| | スペイン | 1,140,250,143 | 23.06 |
| | アイルランド | 195,931,814 | 3.96 |

| | | | |
|--------------------------|----------|---------------|--------|
| | カナダ | 132,062,214 | 2.67 |
| | ノルウェー | 122,142,588 | 2.47 |
| | ニュージーランド | 105,283,049 | 2.13 |
| | ポーランド | 59,401,685 | 1.20 |
| | オーストラリア | 33,738,409 | 0.68 |
| | イスラエル | 17,395,392 | 0.35 |
| | スウェーデン | 16,961,005 | 0.34 |
| | イギリス | 14,148,744 | 0.29 |
| | 小計 | 3,705,211,612 | 74.92 |
| 特殊債券 | アメリカ | 903,233,981 | 18.26 |
| | ドイツ | 161,119,891 | 3.26 |
| | オーストラリア | 80,140,998 | 1.62 |
| | 小計 | 1,144,494,870 | 23.14 |
| コール・ローン、その他資産 (負債控除後) | | 95,876,086 | 1.94 |
| 純資産総額 | | 4,945,582,568 | 100.00 |

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位 30 銘柄

令和 2年 8月31日現在

| 国 / 地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 簿価 単価 (円) | 簿価 金額 (円) | 評価 単価 (円) | 評価 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 (年/月/日) | 投資 比率 (%) |
|--------|------|----------------------------|-----------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------|-----------------|-----------------|
| スペイン | 国債証券 | 0.45 SPAIN GOVT 221031 | 6,400,000 | 12,792.48 | 818,718,852 | 12,793.14 | 818,761,411 | 0.450000 | 2022/10/31 | 16.56 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.625 T-NOTE 221115 | 7,200,000 | 10,890.35 | 784,105,580 | 10,881.30 | 783,453,665 | 1.625000 | 2022/11/15 | 15.84 |
| アメリカ | 特殊債券 | 1.875 IADB 210315 | 4,500,000 | 10,625.55 | 478,149,925 | 10,628.34 | 478,275,628 | 1.875000 | 2021/3/15 | 9.67 |
| アメリカ | 特殊債券 | 1.125 INTL FINAN 210720 | 4,000,000 | 10,629.29 | 425,171,850 | 10,623.95 | 424,958,353 | 1.125000 | 2021/7/20 | 8.59 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.75 T-NOTE 240215 | 3,600,000 | 11,494.11 | 413,788,230 | 11,470.24 | 412,928,887 | 2.750000 | 2024/2/15 | 8.35 |
| スペイン | 国債証券 | 4.8 SPAIN GOVT 240131 | 1,900,000 | 14,810.80 | 281,405,295 | 14,769.42 | 280,619,075 | 4.800000 | 2024/1/31 | 5.67 |
| アメリカ | 国債証券 | 0.25 T-NOTE 230615 | 2,500,000 | 10,570.15 | 264,253,991 | 10,566.04 | 264,151,101 | 0.250000 | 2023/6/15 | 5.34 |
| アメリカ | 国債証券 | 1.75 T-NOTE 211130 | 2,200,000 | 10,756.59 | 236,645,145 | 10,749.18 | 236,482,166 | 1.750000 | 2021/11/30 | 4.78 |
| アイルランド | 国債証券 | 3.9 IRISH GOVT 230320 | 1,400,000 | 14,039.35 | 196,550,938 | 13,995.12 | 195,931,814 | 3.900000 | 2023/3/20 | 3.96 |
| アメリカ | 国債証券 | 2.625 T-NOTE 231231 | 1,500,000 | 11,408.51 | 171,127,688 | 11,392.05 | 170,880,750 | 2.625000 | 2023/12/31 | 3.46 |
| ドイツ | 特殊債券 | 2 EIB 230414 | 1,200,000 | 13,451.41 | 161,416,954 | 13,426.65 | 161,119,891 | 2.000000 | 2023/4/14 | 3.26 |
| ノルウェー | 国債証券 | 3.75 NORWE GOVT 210525 | 9,900,000 | 1,236.13 | 122,377,509 | 1,233.76 | 122,142,588 | 3.750000 | 2021/5/25 | 2.47 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|------|----------------------------|-----------|-----------|-------------|-----------|-------------|----------|------------|------|
| ニュージーランド | 国債証券 | 5.5 NZ GOVT 230415 | 1,300,000 | 8,077.08 | 105,002,068 | 8,098.69 | 105,283,049 | 5.500000 | 2023/4/15 | 2.13 |
| オーストラリア | 特殊債券 | 2.8 IBRD 220112 | 1,000,000 | 8,018.64 | 80,186,444 | 8,014.09 | 80,140,998 | 2.800000 | 2022/1/12 | 1.62 |
| カナダ | 国債証券 | 1.5 CAN GOVT 230601 | 800,000 | 8,327.21 | 66,617,748 | 8,314.66 | 66,517,347 | 1.500000 | 2023/6/1 | 1.34 |
| カナダ | 国債証券 | 1.5 CAN GOVT 220201 | 800,000 | 8,199.62 | 65,596,999 | 8,193.10 | 65,544,867 | 1.500000 | 2022/2/1 | 1.33 |
| スペイン | 国債証券 | 1.6 SPAIN GOVT 250430 | 300,000 | 13,661.62 | 40,984,876 | 13,623.21 | 40,869,657 | 1.600000 | 2025/4/30 | 0.83 |
| オーストラリア | 国債証券 | 2.75 AUST GOVT 240421 | 400,000 | 8,449.37 | 33,797,489 | 8,434.60 | 33,738,409 | 2.750000 | 2024/4/21 | 0.68 |
| ポーランド | 国債証券 | 2.25 POLAND 241025 | 1,000,000 | 3,072.71 | 30,727,193 | 3,055.85 | 30,558,585 | 2.250000 | 2024/10/25 | 0.62 |
| ポーランド | 国債証券 | 5.25 POLAND 201025 | 1,000,000 | 2,891.66 | 28,916,602 | 2,884.31 | 28,843,100 | 5.250000 | 2020/10/25 | 0.58 |
| イスラエル | 国債証券 | 5.5 ISRAEL FIXED 220131 | 500,000 | 3,478.60 | 17,393,040 | 3,479.07 | 17,395,392 | 5.500000 | 2022/1/31 | 0.35 |
| スウェーデン | 国債証券 | 3.5 SWD GOVT 220601 | 1,300,000 | 1,306.86 | 16,989,309 | 1,304.69 | 16,961,005 | 3.500000 | 2022/6/1 | 0.34 |
| イギリス | 国債証券 | 1.5 GILT 210122 | 100,000 | 14,157.22 | 14,157,224 | 14,148.74 | 14,148,744 | 1.500000 | 2021/1/22 | 0.29 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

令和2年 8月31日現在

| 種類 | 投資比率(%) |
|------|---------|
| 国債証券 | 74.92 |
| 特殊債券 | 23.14 |
| 合計 | 98.06 |

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なものの

該当事項はありません。

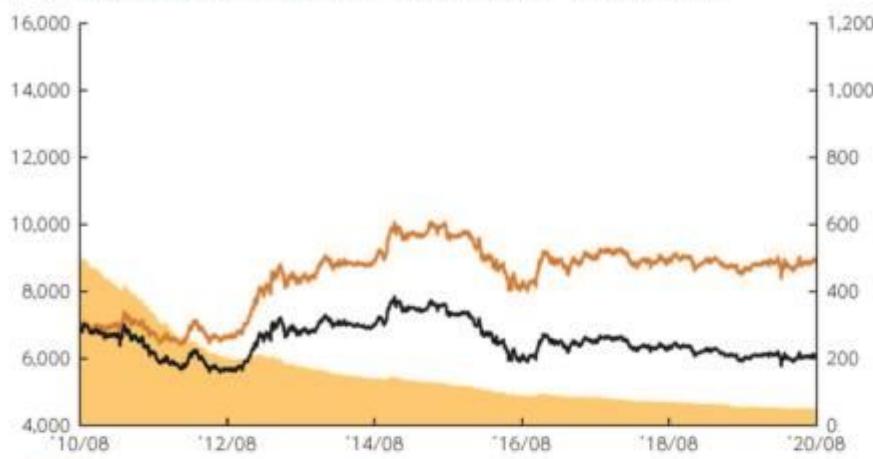
参考情報



運用実績

2020年8月31日現在

■ 基準価額・純資産の推移 2010年8月31日～2020年8月31日



■ 基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化

■ 基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■ 基準価額・純資産

| | |
|---------|--------|
| 基 準 価 額 | 6,064円 |
| 純資産総額 | 49.6億円 |

■ 分配の推移

| | |
|---------|--------|
| 2020年8月 | 5円 |
| 2020年7月 | 5円 |
| 2020年6月 | 5円 |
| 2020年5月 | 10円 |
| 2020年4月 | 10円 |
| 2020年3月 | 10円 |
| 直近1年間累計 | 105円 |
| 設定来累計 | 5,505円 |

・分配金は1万口当たり、税引前

■ 主要な資産の状況

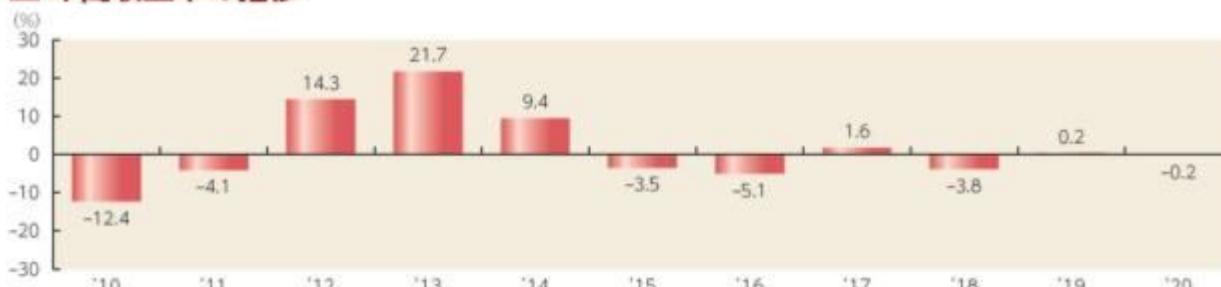
| 組入上位通貨 | 比率 |
|---------------|-------|
| 1 アメリカドル | 56.1% |
| 2 ユーロ | 30.9% |
| 3 カナダドル | 2.7% |
| 4 ノルウェークローネ | 2.7% |
| 5 オーストラリアドル | 2.5% |
| 6 ニュージーランドドル | 2.2% |
| 7 ポーランドズロチ | 1.2% |
| 8 円 | 0.6% |
| 9 イスラエルシェケル | 0.4% |
| 10 スウェーデンクローネ | 0.4% |

| 組入上位銘柄 | 種別 | 国・地域 | 比率 |
|---------------------------|-----|--------|-------|
| 1 0.45 SPAIN GOVT 221031 | 国債 | スペイン | 16.5% |
| 2 1.625 T-NOTE 221115 | 国債 | アメリカ | 15.8% |
| 3 1.875 IADB 210315 | 特殊債 | 国際機関 | 9.6% |
| 4 1.125 INTL FINAN 210720 | 特殊債 | 国際機関 | 8.6% |
| 5 2.75 T-NOTE 240215 | 国債 | アメリカ | 8.3% |
| 6 4.8 SPAIN GOVT 240131 | 国債 | スペイン | 5.7% |
| 7 0.25 T-NOTE 230615 | 国債 | アメリカ | 5.3% |
| 8 1.75 T-NOTE 211130 | 国債 | アメリカ | 4.8% |
| 9 3.9 IRISH GOVT 230320 | 国債 | アイルランド | 3.9% |
| 10 2.625 T-NOTE 231231 | 国債 | アメリカ | 3.4% |

・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)

・「国・地域」は、原則として、リスク所在国を記載しています。

■ 年間收益率の推移



・收益率は基準価額(分配金再投資)で計算

・2020年は年初から8月31日までの收益率を表示

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

1 【申込（販売）手続等】

申込みの受付

原則として、いつでも申込みができます。
ただし、以下の日は申込みができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

取得申込者の受益権は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

申込単位

販売会社が定める単位

申込価額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額

申込価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

申込単位・申込価額の照会方法

申込単位および申込価額は、販売会社にてご確認いただけます。

また、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

（受付時間：営業日の9:00～17:00）

なお、申込価額は委託会社のホームページでもご覧いただけます。

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

申込手数料

申込価額（発行価格）×1.65%（税抜 1.50%）を上限として販売会社が定める手数料率

申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があり、分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）の場合、再投資される収益分配金については、申込手数料はかかりません。

申込方法

取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、申込みを行うものとします。

取得申込者は、申込金額および申込手数料（税込）を販売会社が定める日までに支払うものとします。

なお、申込みには分配金受取コース（一般コース）と分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）があります。申込みコースの取扱いは販売会社により異なる場合があります。

申込受付時間

取得の申込みは、申込期間において、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。取得申込みが行われ、かつ当該取得申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての申込みに関しては販売会社にご確認ください。

取得申込みの受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込みの受付を中止することおよびすでに受けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

申込（販売）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

2 【換金（解約）手続等】

解約の受付

原則として、いつでも解約の請求ができます。

ただし、以下の日は解約の請求ができません。

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日

受益者の解約請求に係る受益権の口数の減少は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されます。

解約単位

販売会社が定める単位

解約価額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた価額

信託財産留保額

解約請求受付日の翌営業日の基準価額に0.2%をかけた額

解約価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

解約価額の照会方法

解約価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJ国際投信株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034

(受付時間：営業日の9:00～17:00)

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

支払開始日

解約代金は、原則として解約請求受付日から起算して5営業日目から販売会社において支払います。

解約請求受付時間

解約の請求は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに、販売会社所定の方法で行われます。解約請求が行われ、かつ当該換金請求に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。当該時刻を過ぎての請求に関しては販売会社にご確認ください。

解約請求受付の中止および取消し

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することおよびすでに受けた解約請求を取消すことがあります。その場合には、受益者は、当該受付中止以前に行った当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受けたものとします。

ファンドの資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求に制限を設ける場合があります。

換金（解約）手続等の詳細に関しては販売会社にご確認ください。

3 【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式／上場投資信託証券／不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債／転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券／不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度
原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法
基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。
なお、下記においてもご照会いただけます。
三菱UFJ国際投信株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

無期限（2004年8月23日設定）
ただし、後記「ファンドの償還条件等」の規定によりファンドを償還させることができます。

(4)【計算期間】

毎月11日から翌月10日まで
ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。なお、最終計算期間の終了日は、ファンドの信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

ファンドの償還条件等
委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。（任意償還）
・受益権の総口数が当初設定に係る受益権総口数の10分の1または10億口を下ることとなった場合
・信託期間中において、ファンドを償還させることが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することができます。委託会社は、信託約款を変更しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、上記の手続きにしたがいます。

ファンドの償還等に関する開示方法

委託会社は、ファンドの任意償還または信託約款の変更のうち重大な内容の変更を行おうとする場合、あらかじめその旨およびその内容を公告し、かつ、原則としてこれらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。この公告および書面には、原則として、受益者で異議のあるものは一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。

異議申立ておよび反対者の買取請求権

受益者は、委託会社がファンドの任意償還または信託約款について重大な内容の変更を行おうとする場合、原則として、一定の期間（1ヶ月以上）内に委託会社に対して異議を述べることができます。異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。なお、一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、ファンドの償還または信託約款の変更を行いません。その場合、償還しない旨または信託約款を変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、原則として、これらの事項を記載した書面を受益者に交付します（ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。）。

関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結された「投資信託受益権の取扱に関する契約」の契約期間は、契約締結日から1年とします。ただし双方から契約満了日の3ヶ月前までに別段の意思表示のないときは、さらに1年間延長するものとし、その後も同様とします。

運用報告書

委託会社は、6ヶ月毎（毎年2月および8月の決算日を基準とします。）および償還時に、交付運用報告書を作成し、原則として受益者に交付します。なお、信託約款の内容に委託会社が重要と判断した変更、ファンドの任意償還等があった場合は、その内容を交付運用報告書に記載します。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。また、委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、信託約款の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はファンドを償還させます。

信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について再信託受託会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対する公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am.mufg.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

4 【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は以下の通りです。

(1) 収益分配金に対する受領権

受益者は、収益分配金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

分配金受取コース（一般コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、毎計算期間の終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、収益分配金について支払開始日から5年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

分配金再投資コース（自動けいぞく投資コース）

収益分配金は、税金を差引いた後、「自動けいぞく投資契約」に基づいて、決算日の基準価額により自動的に無手数料で全額再投資されます。

(2) 償還金に対する受領権

受益者は、償還金を持ち分に応じて受領する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日以内）から、販売会社において、受益者に支払います。

ただし、受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いの請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(3) 換金（解約）請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、換金（解約）請求する権利を有します。

くわしくは「第2 管理及び運営 2 換金（解約）手続等」を参照してください。

第3【ファンドの経理状況】

- 1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 毎月決算ファンドの計算期間は6カ月未満であるため、財務諸表は6カ月毎に作成しております。
- 3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（令和2年2月11日から令和2年8月11日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ワールド短期ソブリンオープン】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

| | 前期 [令和 2年 2月10日現在] | 当期 [令和 2年 8月11日現在] |
|-----------------|-------------------------|-------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 28,577,936 | 26,901,305 |
| 親投資信託受益証券 | 5,178,043,565 | 4,970,244,159 |
| 未収入金 | 168,797 | 1,358,180 |
| 流動資産合計 | <u>5,206,790,298</u> | <u>4,998,503,644</u> |
| 資産合計 | <u>5,206,790,298</u> | <u>4,998,503,644</u> |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | 8,513,437 | 4,111,625 |
| 未払解約金 | 682,807 | 1,217,943 |
| 未払受託者報酬 | 243,963 | 240,756 |
| 未払委託者報酬 | 3,659,428 | 3,611,293 |
| 未払利息 | 50 | 47 |
| その他未払費用 | <u>19,507</u> | <u>19,250</u> |
| 流動負債合計 | <u>13,119,192</u> | <u>9,200,914</u> |
| 負債合計 | <u>13,119,192</u> | <u>9,200,914</u> |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 8,513,437,314 | 8,223,250,620 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 3,319,766,208 | 3,233,947,890 |
| (分配準備積立金) | <u>73,911,095</u> | <u>66,374,026</u> |
| 元本等合計 | <u>5,193,671,106</u> | <u>4,989,302,730</u> |
| 純資産合計 | <u>5,193,671,106</u> | <u>4,989,302,730</u> |
| 負債純資産合計 | <u>5,206,790,298</u> | <u>4,998,503,644</u> |

(2) 【損益及び剩余金計算書】

(単位：円)

| | 前期 自 令和 1年 8月14日 至 令和 2年 2月10日 | 当期 自 令和 2年 2月11日 至 令和 2年 8月11日 |
|---|--------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 有価証券売買等損益 | 227,648,905 | 30,183,434 |
| 営業収益合計 | <u>227,648,905</u> | <u>30,183,434</u> |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 5,836 | 5,620 |
| 受託者報酬 | 1,443,192 | 1,387,742 |
| 委託者報酬 | 21,647,869 | 20,816,095 |
| その他費用 | 115,392 | 110,955 |
| 営業費用合計 | <u>23,212,289</u> | <u>22,320,412</u> |
| 営業利益又は営業損失() | 204,436,616 | 7,863,022 |
| 経常利益又は経常損失() | 204,436,616 | 7,863,022 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 204,436,616 | 7,863,022 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 1,218,329 | 897,769 |
| 期首剩余金又は期首次損金() | 3,660,896,382 | 3,319,766,208 |
| 剩余金増加額又は欠損金減少額 | 202,823,088 | 127,211,694 |
| 当期一部解約に伴う剩余金増加額又は欠損金減少額 | 202,823,088 | 127,211,694 |
| 剩余金減少額又は欠損金増加額 | 12,444,327 | 10,804,484 |
| 当期追加信託に伴う剩余金減少額又は欠損金増加額 | 12,444,327 | 10,804,484 |
| 分配金 | <u>52,466,874</u> | <u>37,554,145</u> |
| 期末剩余金又は期末欠損金() | <u>3,319,766,208</u> | <u>3,233,947,890</u> |

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 |
| 2. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | ファンドの特定期間 当ファンドは、原則として毎年2月10日および8月10日を特定期間の末日としておりますが、当特定期間においては当該日が休業日のため、当特定期間は令和2年2月11日から令和2年8月11日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | 前期 [令和2年2月10日現在] | 当期 [令和2年8月11日現在] |
|---|---------------------|---------------------|
| 1. 期首元本額 | 8,994,569,459円 | 8,513,437,314円 |
| 期中追加設定元本額 | 31,505,249円 | 27,023,380円 |
| 期中一部解約元本額 | 512,637,394円 | 317,210,074円 |
| 2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。 | 3,319,766,208円 | 3,233,947,890円 |
| 3. 受益権の総数 | 8,513,437,314口 | 8,223,250,620口 |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 前期 自 令和1年8月14日 至 令和2年2月10日 | 当期 自 令和2年2月11日 至 令和2年8月11日 | |
|--|--|----------------|
| 1. 分配金の計算過程 第179期 令和1年8月14日 令和1年9月10日 | 1. 分配金の計算過程 第185期 令和2年2月11日 令和2年3月10日 | |
| 項目 | A | B |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,368,623円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 31,485,926円 |
| 分配準備積立金額 | D | 87,554,524円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 127,409,073円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,962,721,503口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 142円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 |
| 項目 | A | B |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 4,842,321円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 29,947,591円 |
| 分配準備積立金額 | D | 73,324,340円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 108,114,252円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,440,773,577口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 128円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 |

| 前期 | | | 当期 | | |
|-------------------------------|--------------|----------------|-------------------------------|--------------|----------------|
| 自 令和 1年 8月14日 | | | 自 令和 2年 2月11日 | | |
| 至 令和 2年 2月10日 | | | 至 令和 2年 8月11日 | | |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,962,721円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,440,773円 |
| 第180期 | | | | | |
| 令和 1年 9月11日 | | | | | |
| 令和 1年10月10日 | | | | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 5,573,463円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 7,217,054円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 31,329,285円 | 収益調整金額 | C | 29,695,056円 |
| 分配準備積立金額 | D | 86,420,882円 | 分配準備積立金額 | D | 69,030,337円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 123,323,630円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 105,942,447円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,904,633,359口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,356,362,995口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 138円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 126円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 | 1万口当たり分配金額 | H | 10円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,904,633円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,356,362円 |
| 第181期 | | | | | |
| 令和 1年10月11日 | | | | | |
| 令和 1年11月11日 | | | | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 9,486,325円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 3,019,961円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 31,068,291円 | 収益調整金額 | C | 29,708,027円 |
| 分配準備積立金額 | D | 82,280,003円 | 分配準備積立金額 | D | 67,753,295円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 122,834,619円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 100,481,283円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,816,921,590口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,343,543,120口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 139円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 120円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 | 1万口当たり分配金額 | H | 10円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,816,921円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,343,543円 |
| 第182期 | | | | | |
| 令和 1年11月12日 | | | | | |
| 令和 1年12月10日 | | | | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 5,085,799円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 6,711,467円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填 後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 30,639,027円 | 収益調整金額 | C | 29,675,591円 |
| 分配準備積立金額 | D | 81,771,859円 | 分配準備積立金額 | D | 62,271,141円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 117,496,685円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 98,658,199円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,679,520,719口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,324,719,291口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 135円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 118円 |

| 前期 | | | 当期 | | |
|---------------------------|--------------|----------------|---------------------------|--------------|----------------|
| 自 令和 1年 8月14日 | | | 自 令和 2年 2月11日 | | |
| 至 令和 2年 2月10日 | | | 至 令和 2年 8月11日 | | |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 | 1万口当たり分配金額 | H | 5円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,679,520円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 4,162,359円 |
| 第183期 | | | 第189期 | | |
| 令和 1年12月11日 | | | 令和 2年 6月11日 | | |
| 令和 2年 1月10日 | | | 令和 2年 7月10日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 8,834,038円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 3,602,923円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 30,386,152円 | 収益調整金額 | C | 29,543,323円 |
| 分配準備積立金額 | D | 77,388,633円 | 分配準備積立金額 | D | 64,494,067円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 116,608,823円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 97,640,313円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,589,642,012口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,278,966,789口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 135円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 117円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 | 1万口当たり分配金額 | H | 5円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,589,642円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 4,139,483円 |
| 第184期 | | | 第190期 | | |
| 令和 2年 1月11日 | | | 令和 2年 7月11日 | | |
| 令和 2年 2月10日 | | | 令和 2年 8月11日 | | |
| 項目 | | | 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 5,443,259円 | 費用控除後の配当等収益額 | A | 6,922,968円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 | 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 円 |
| 収益調整金額 | C | 30,166,728円 | 収益調整金額 | C | 29,365,853円 |
| 分配準備積立金額 | D | 76,981,273円 | 分配準備積立金額 | D | 63,562,683円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 112,591,260円 | 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 99,851,504円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,513,437,314口 | 当ファンドの期末残存口数 | F | 8,223,250,620口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 132円 | 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F*10,000 | 121円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 10円 | 1万口当たり分配金額 | H | 5円 |
| 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 8,513,437円 | 収益分配金金額 | I=F*H/10,000 | 4,111,625円 |

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 前期 自 令和 1年 8月14日 至 令和 2年 2月10日 | 当期 自 令和 2年 2月11日 至 令和 2年 8月11日 |
|--------------------------|--|--------------------------------------|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。 | 同左 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 | 同左 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> | 同左 |

2 金融商品の時価等に関する事項

| 区分 | 前期 [令和 2年 2月10日現在] | 当期 [令和 2年 8月11日現在] |
|----------------------|---|--|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 | 同左 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。</p> | <p>(1) 有価証券</p> <p>同左</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>同左</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>同左</p> |

| 区分 | 前期 [令和2年2月10日現在] | 当期 [令和2年8月11日現在] |
|----------------------------|--|---------------------|
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることがあります。 | 同左 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 前期 [令和2年2月10日現在] | 当期 [令和2年8月11日現在] |
|-----------|---------------------------|---------------------------|
| | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) | 最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円) |
| 親投資信託受益証券 | 5,193,147 | 35,710,396 |
| 合計 | 5,193,147 | 35,710,396 |

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | 前期 [令和2年2月10日現在] | 当期 [令和2年8月11日現在] |
|--------------|---------------------|---------------------|
| 1口当たり純資産額 | 0.6101円 | 0.6067円 |
| (1万口当たり純資産額) | (6,101円) | (6,067円) |

(4)【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位:円)

| 種類 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---------------|------------------------|---------------|---------------|----|
| 親投資信託受益 証券 | ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド | 3,536,533,485 | 4,970,244,159 | |
| | 合計 | 3,536,533,485 | 4,970,244,159 | |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。
なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

[令和2年8月11日現在]

| 資産の部 | |
|---------|---------------|
| 流動資産 | |
| 預金 | 72,624,403 |
| 金銭信託 | 925,610 |
| コール・ローン | 13,098,695 |
| 国債証券 | 3,705,135,449 |
| 特殊債券 | 1,148,899,363 |
| 未収利息 | 23,517,912 |
| 前払費用 | 7,350,275 |
| 流動資産合計 | 4,971,551,707 |
| 資産合計 | 4,971,551,707 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 1,358,180 |
| 未払利息 | 23 |
| 流動負債合計 | 1,358,203 |

[令和2年8月11日現在]

| | |
|-------------|---------------|
| 負債合計 | 1,358,203 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 3,536,533,485 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金() | 1,433,660,019 |
| 元本等合計 | 4,970,193,504 |
| 純資産合計 | 4,970,193,504 |
| 負債純資産合計 | 4,971,551,707 |

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|----------------------------|--|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。 |
| 2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法 | 為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。 |
| 3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項 | 外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| | [令和2年8月11日現在] |
|----------------|----------------|
| 1. 期首 | 令和2年2月11日 |
| 期首元本額 | 3,708,137,758円 |
| 期中追加設定元本額 | 11,896,715円 |
| 期中一部解約元本額 | 183,500,988円 |
| 元本の内訳 | |
| ワールド短期ソブリンオープン | 3,536,533,485円 |
| 合計 | 3,536,533,485円 |
| 2. 受益権の総数 | 3,536,533,485口 |

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

| 区分 | 自 令和2年2月11日 至 令和2年8月11日 |
|-----------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」(昭和26年法律第198号)第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づいております。 |

| | |
|------------------------------|--|
| 区分 | 自 令和 2年 2月11日 至 令和 2年 8月11日 |
| 2. 金融商品の内容及び当該金融商品に 係るリスク | <p>当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。</p> <p>当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用してあります。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。</p> |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | <p>ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。</p> <p>また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果は運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。</p> |

2 金融商品の時価等に関する事項

| | |
|----------------------------|---|
| 区分 | [令和 2年 8月11日現在] |
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 時価で計上しているためその差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | <p>(1) 有価証券</p> <p>売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。</p> <p>(2) デリバティブ取引</p> <p>デリバティブ取引は、該当事項はありません。</p> <p>(3) 上記以外の金融商品</p> <p>上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としてあります。</p> |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | [令和 2年 8月11日現在] |
|------|--------------------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額（円） |
| 国債証券 | 3,038,373 |
| 特殊債券 | 713,558 |
| 合計 | 3,751,931 |

(注)当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

(デリバティブ取引に関する注記)
取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報)

| | | [令和2年8月11日現在] |
|--------------|--|---------------|
| 1口当たり純資産額 | | 1,4054円 |
| (1万口当たり純資産額) | | (14,054円) |

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

(単位：円)

| 通貨 | 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|------------|---------|-------------------------|-----------------|---------------|----|
| アメリカ ドル | 国債証券 | 0.25 T-NOTE 230615 | 2,500,000.00 | 2,508,105.46 | |
| | | 1.625 T-NOTE 221115 | 7,200,000.00 | 7,442,156.23 | |
| | | 1.75 T-NOTE 211130 | 2,200,000.00 | 2,246,062.50 | |
| | | 2.625 T-NOTE 231231 | 1,500,000.00 | 1,624,218.75 | |
| | | 2.75 T-NOTE 240215 | 3,600,000.00 | 3,927,375.00 | |
| | 国債証券 小計 | | 17,000,000.00 | 17,747,917.94 | |
| | | | (1,884,296,447) | | |
| | 特殊債券 | 1.125 INTL FINAN 210720 | 4,000,000.00 | 4,035,420.00 | |
| | | 1.875 IADB 210315 | 4,500,000.00 | 4,538,249.10 | |
| | 特殊債券 小計 | | 8,500,000.00 | 8,573,669.10 | |
| | | | | (910,266,448) | |
| | | | 25,500,000.00 | 26,321,587.04 | |

| | | | | |
|--------------|---------|-------------------------|---------------|--------------------------------|
| アメリカドル合計 | | | | (2,794,562,895) |
| カナダドル | 国債証券 | 1.5 CAN GOVT 220201 | 800,000.00 | 815,376.00 |
| | | 1.5 CAN GOVT 230601 | 800,000.00 | 828,064.00 |
| カナダドル合計 | | | 1,600,000.00 | 1,643,440.00 (130,686,348) |
| オーストラリアドル | 国債証券 | 2.75 AUST GOVT 240421 | 400,000.00 | 436,096.64 |
| | 国債証券 小計 | | 400,000.00 | 436,096.64 (33,082,291) |
| | 特殊債券 | 2.8 IBRD 220112 | 1,000,000.00 | 1,034,663.80 |
| | 特殊債券 小計 | | 1,000,000.00 | 1,034,663.80 (78,489,595) |
| オーストラリアドル合計 | | | 1,400,000.00 | 1,470,760.44 (111,571,886) |
| イギリスポンド | 国債証券 | 1.5 GILT 210122 | 100,000.00 | 100,670.02 |
| イギリスポンド合計 | | | 100,000.00 | 100,670.02 (13,967,965) |
| ニュージーランドドル | 国債証券 | 5.5 NZ GOVT 230415 | 1,300,000.00 | 1,479,527.53 |
| ニュージーランドドル合計 | | | 1,300,000.00 | 1,479,527.53 (103,478,155) |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 | 3.5 SWD GOVT 220601 | 1,300,000.00 | 1,390,287.21 |
| スウェーデンクローネ合計 | | | 1,300,000.00 | 1,390,287.21 (16,822,475) |
| ノルウェークローネ | 国債証券 | 3.75 NORWE GOVT 210525 | 9,900,000.00 | 10,189,634.40 |
| ノルウェークローネ合計 | | | 9,900,000.00 | 10,189,634.40 (119,422,515) |
| イスラエルシェケル | 国債証券 | 5.5 ISRAEL FIXED 220131 | 500,000.00 | 554,625.00 |
| イスラエルシェケル合計 | | | 500,000.00 | 554,625.00 (17,276,568) |
| ポーランドズロチ | 国債証券 | 2.25 POLAND 241025 | 1,000,000.00 | 1,074,377.40 |
| | | 5.25 POLAND 201025 | 1,000,000.00 | 1,011,070.00 |
| ポーランドズロチ合計 | | | 2,000,000.00 | 2,085,447.40 (58,997,306) |
| ユーロ | 国債証券 | 0.45 SPAIN GOVT 221031 | 6,400,000.00 | 6,525,216.00 |
| | | 1.6 SPAIN GOVT 250430 | 300,000.00 | 326,650.80 |
| | | 3.9 IRISH GOVT 230320 | 1,400,000.00 | 1,566,517.40 |
| | | 4.8 SPAIN GOVT 240131 | 1,900,000.00 | 2,242,809.40 |
| | | | 10,000,000.00 | 10,661,193.60 |

| | | | |
|-------------------|-----------------|-----------------|--|
| 国債証券 小計 | | (1,327,105,379) | |
| 特殊債券 2 EIB 230414 | 1,200,000.00 | 1,286,498.40 | |
| 特殊債券 小計 | 1,200,000.00 | 1,286,498.40 | |
| | (160,143,320) | | |
| ユーロ合計 | 11,200,000.00 | 11,947,692.00 | |
| | (1,487,248,699) | | |
| 合計 | | 4,854,034,812 | |
| | (4,854,034,812) | | |

(注1)通貨の種類ごとの小計 / 合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

| 種類 | 銘柄数 | 組入債券時価比率 | 有価証券の合計金額に対する比率 |
|------------|----------|----------|-----------------|
| アメリカドル | 国債証券 5銘柄 | 67.43% | 38.82% |
| | 特殊債券 2銘柄 | 32.57% | 18.75% |
| カナダドル | 国債証券 2銘柄 | 100.00% | 2.69% |
| オーストラリアドル | 国債証券 1銘柄 | 29.65% | 0.68% |
| | 特殊債券 1銘柄 | 70.35% | 1.62% |
| イギリスポンド | 国債証券 1銘柄 | 100.00% | 0.29% |
| ニュージーランドドル | 国債証券 1銘柄 | 100.00% | 2.13% |
| スウェーデンクローネ | 国債証券 1銘柄 | 100.00% | 0.35% |
| ノルウェークローネ | 国債証券 1銘柄 | 100.00% | 2.46% |
| イスラエルシェケル | 国債証券 1銘柄 | 100.00% | 0.36% |
| ポーランドズロチ | 国債証券 2銘柄 | 100.00% | 1.22% |
| ユーロ | 国債証券 4銘柄 | 89.23% | 27.34% |
| | 特殊債券 1銘柄 | 10.77% | 3.30% |

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 【ファンドの現況】

【ワールド短期ソブリンオープン】

【純資産額計算書】

令和 2年 8月31日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 4,965,716,206 |
| 負債総額 | 5,040,997 |
| 純資産総額(-) | 4,960,675,209 |
| 発行済口数 | 8,178,296,206口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 0.6066 |
| (10,000口当たり) | (6,066) |

(参考)

ワールド短期ソブリンオープン マザーファンド

純資産額計算書

令和 2年 8月31日現在

(単位:円)

| | |
|-----------------|----------------|
| 資産総額 | 4,948,588,085 |
| 負債総額 | 3,005,517 |
| 純資産総額(-) | 4,945,582,568 |
| 発行済口数 | 3,518,300,526口 |
| 1口当たり純資産価額(/) | 1.4057 |
| (10,000口当たり) | (14,057) |

第4 【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 名義書換等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

(3) 謾渡制限の内容

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、解約請求の受け付け、解約代金および償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額等

2020年8月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

業務執行の基本方針を決定し、取締役の職務の執行を監督する機関として、取締役会を設置します。取締役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席する株主総会にてその議決権の過半数をもって行い、累積投票によらないものとします。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する機関として、経営会議を設置します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

投資環境会議において、国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

運用戦略委員会において、で策定された投資環境見通しに沿って運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

投資行動のモニタリング1

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。

投資行動のモニタリング2

運用部から独立した管理担当部署は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、運用管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされ、必要に応じて是正を指示します。

ファンドに関係する法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に関係する法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、リスク管理委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信

託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2020年8月31日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

| 商品分類 | 本数 (本) | 純資産総額 (百万円) |
|------------|-----------|----------------|
| 追加型株式投資信託 | 868 | 14,374,966 |
| 追加型公社債投資信託 | 16 | 1,375,722 |
| 単位型株式投資信託 | 69 | 349,152 |
| 単位型公社債投資信託 | 24 | 124,345 |
| 合計 | 977 | 16,224,184 |

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

(1)財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJ国際投信株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2)監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第35期事業年度（自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

| (資産の部) | (単位：千円) | | | |
|---------|------------------------|------------|-----------------------|------------|
| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | | 第35期 (令和2年3月31日現在) | |
| | 2 | 53,969,686 | 2 | 56,398,457 |
| 現金及び預金 | 2 | 53,969,686 | 2 | 56,398,457 |
| 有価証券 | | 1,403,513 | | 1,960,318 |
| 前払費用 | | 514,587 | | 575,904 |
| 未収入金 | | 2,284 | | 14,559 |
| 未収委託者報酬 | | 9,995,458 | | 10,296,453 |
| 未収収益 | 2 | 560,483 | 2 | 638,994 |
| 金銭の信託 | 2 | 100,000 | 2 | 100,000 |

| | | |
|--------|------------|------------|
| その他 | 153,256 | 254,330 |
| 流動資産合計 | 66,699,271 | 70,239,017 |

固定資産

| | | | |
|------------|---|------------|------------|
| 有形固定資産 | | | |
| 建物 | 1 | 617,032 | 1 |
| 器具備品 | 1 | 665,247 | 1 |
| 土地 | | 628,433 | 628,433 |
| 有形固定資産合計 | | 1,910,713 | 2,084,375 |
| 無形固定資産 | | | |
| 電話加入権 | | 15,822 | 15,822 |
| ソフトウェア | | 3,670,753 | 3,369,611 |
| ソフトウェア仮勘定 | | 536,345 | 1,374,932 |
| 無形固定資産合計 | | 4,222,921 | 4,760,365 |
| 投資その他の資産 | | | |
| 投資有価証券 | | 21,408,781 | 16,704,756 |
| 関係会社株式 | | 320,136 | 320,136 |
| 投資不動産 | 1 | 824,268 | 1 |
| 長期差入保証金 | | 593,536 | 565,358 |
| 前払年金費用 | | 415,234 | 375,031 |
| 繰延税金資産 | | 1,496,180 | 1,912,824 |
| その他 | | 45,230 | 45,230 |
| 貸倒引当金 | | 23,600 | 23,600 |
| 投資その他の資産合計 | | 25,079,767 | 20,718,993 |
| 固定資産合計 | | 31,213,401 | 27,563,734 |
| 資産合計 | | 97,912,673 | 97,802,752 |

(単位：千円)

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|-----------------------|
| (負債の部) | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 293,258 | 687,565 |
| 未払金 | | |
| 未払収益分配金 | 170,281 | 131,478 |
| 未払償還金 | 448,695 | 395,400 |
| 未払手数料 | 2 | 3,990,054 |
| その他未払金 | 2 | 3,961,765 |
| 未払費用 | 2 | 3,803,995 |
| 未払消費税等 | | 194,852 |
| 未払法人税等 | | 573,657 |
| 賞与引当金 | | 901,135 |
| 役員賞与引当金 | | 140,100 |
| その他 | | 868,992 |
| 流動負債合計 | 15,346,788 | 16,467,499 |
| 固定負債 | | |
| 長期未払金 | 43,200 | 32,400 |
| 退職給付引当金 | 860,851 | 1,010,401 |
| 役員退職慰労引当金 | 144,303 | 130,784 |

| | | |
|-----------|------------|------------|
| 時効後支払損引当金 | 247,767 | 238,811 |
| 固定負債合計 | 1,296,122 | 1,412,398 |
| 負債合計 | 16,642,910 | 17,879,897 |

(純資産の部)

| | | |
|----------|------------|------------|
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,131 | 2,000,131 |
| 資本剰余金 | | |
| 資本準備金 | 3,572,096 | 3,572,096 |
| その他資本剰余金 | 41,160,616 | 41,160,616 |
| 資本剰余金合計 | 44,732,712 | 44,732,712 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 342,589 | 342,589 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 6,998,000 | 6,998,000 |
| 繰越利益剰余金 | 26,069,594 | 25,847,605 |
| 利益剰余金合計 | 33,410,184 | 33,188,194 |
| 株主資本合計 | 80,143,028 | 79,921,039 |

(単位：千円)

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|--------------|------------------------|-----------------------|
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 1,126,733 | 1,815 |
| 評価・換算差額等合計 | 1,126,733 | 1,815 |
| 純資産合計 | 81,269,762 | 79,922,854 |
| 負債純資産合計 | 97,912,673 | 97,802,752 |

(2)【損益計算書】

(単位：千円)

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|---------|--|---------------------------------------|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 70,375,414 | 67,967,489 |
| 投資顧問料 | 2,505,299 | 2,385,084 |
| その他営業収益 | 18,844 | 16,085 |
| 営業収益合計 | 72,899,557 | 70,368,658 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 2 | 28,533,952 |
| 広告宣伝費 | | 739,643 |
| 公告費 | | 500 |
| 調査費 | | 1,000 |
| 調査費 | | 1,794,755 |
| 委託調査費 | | 12,194,996 |
| 事務委託費 | | 1,016,816 |
| 営業雑経費 | | 847,769 |

| | | |
|--------------|------------|------------|
| 通信費 | 170,794 | 153,731 |
| 印刷費 | 427,442 | 427,118 |
| 協会費 | 48,375 | 52,053 |
| 諸会費 | 16,175 | 15,990 |
| 事務機器関連費 | 1,841,631 | 1,953,926 |
| 営業費用合計 | 46,785,083 | 44,690,907 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | | |
| 役員報酬 | 349,083 | 331,987 |
| 給料・手当 | 6,453,717 | 6,611,427 |
| 賞与引当金繰入 | 901,135 | 933,517 |
| 役員賞与引当金繰入 | 140,100 | 124,590 |
| 福利厚生費 | 1,234,293 | 1,276,950 |
| 交際費 | 13,011 | 11,871 |
| 旅費交通費 | 200,426 | 165,891 |
| 租税公課 | 373,201 | 360,165 |
| 不動産賃借料 | 654,886 | 647,402 |
| 退職給付費用 | 428,912 | 422,919 |
| 役員退職慰労引当金繰入 | 51,159 | 48,183 |
| 固定資産減価償却費 | 1,252,321 | 1,307,555 |
| 諸経費 | 523,213 | 427,212 |
| 一般管理費合計 | 12,575,461 | 12,669,674 |
| 営業利益 | 13,539,012 | 13,008,076 |

(単位：千円)

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 営業外収益 | | |
| 受取配当金 | 181,073 | 90,965 |
| 受取利息 | 2 1,913 | 2 4,169 |
| 投資有価証券償還益 | 416,706 | 585,179 |
| 収益分配金等時効完成分 | 44,392 | 101,734 |
| 受取賃貸料 | 2 38,388 | 2 65,808 |
| その他 | 11,871 | 19,987 |
| 営業外収益合計 | 694,346 | 867,845 |
| 営業外費用 | | |
| 投資有価証券償還損 | 118,173 | 96,379 |
| 時効後支払損引当金繰入 | 1,166 | |
| 事務過誤費 | 420 | 3,483 |
| 賃貸関連費用 | 35,994 | 20,339 |
| その他 | 1,481 | 1,920 |
| 営業外費用合計 | 157,235 | 122,122 |
| 経常利益 | 14,076,123 | 13,753,799 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 501,778 | 174,842 |
| 特別利益合計 | 501,778 | 174,842 |
| 特別損失 | | |
| 投資有価証券売却損 | 135,399 | 75,963 |
| 投資有価証券評価損 | 62,310 | 163,865 |
| 固定資産除却損 | 1 4,848 | 1 8,832 |

| | | | | |
|--------------|---|------------|---|------------|
| 固定資産売却損 | | 225 | | 435 |
| システム関連費 | | 322,986 | | |
| 商標使用料 | | 90,000 | | |
| 特別損失合計 | | 615,770 | | 249,096 |
| 税引前当期純利益 | | 13,962,130 | | 13,679,545 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 2 | 4,420,179 | 2 | 4,146,534 |
| 法人税等調整額 | | 100,112 | | 79,824 |
| 法人税等合計 | | 4,320,066 | | 4,226,359 |
| 当期純利益 | | 9,642,064 | | 9,453,186 |

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|----------|-----------|------------|------------|------------|--|
| | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 27,790,911 | 35,131,500 | 81,864,344 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | 11,363,380 | 11,363,380 | 11,363,380 | |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,642,064 | 9,642,064 | 9,642,064 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 1,721,316 | 1,721,316 | 1,721,316 | |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 | |

| | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---------------------|--------------|------------|------------|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 1,484,913 | 1,484,913 | 83,349,257 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 11,363,380 |
| 当期純利益 | | | 9,642,064 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 358,179 | 358,179 | 358,179 |
| 当期変動額合計 | 358,179 | 358,179 | 2,079,495 |
| 当期末残高 | 1,126,733 | 1,126,733 | 81,269,762 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

(単位:千円)

| 資本金 | 株主資本 | | | | | | | | 株主資本合計 | |
|---------------------|-----------|-----------|------------|------------|----------|-----------|------------|------------|------------|--|
| | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | 別途積立金 | 繰越利益剰余金 | | | |
| 当期首残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 26,069,594 | 33,410,184 | 80,143,028 | |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | |
| 剩余金の配当 | | | | | | | 9,675,175 | 9,675,175 | 9,675,175 | |
| 当期純利益 | | | | | | | 9,453,186 | 9,453,186 | 9,453,186 | |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | | | | | | | 221,989 | 221,989 | 221,989 | |
| 当期末残高 | 2,000,131 | 3,572,096 | 41,160,616 | 44,732,712 | 342,589 | 6,998,000 | 25,847,605 | 33,188,194 | 79,921,039 | |

評価・換算差額等

| | その他 有価証券 評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 |
|-----------------------------|----------------------|----------------|------------|
| 当期首残高 | 1,126,733 | 1,126,733 | 81,269,762 |
| 当期変動額 | | | |
| 剩余金の配当 | | | 9,675,175 |
| 当期純利益 | | | 9,453,186 |
| 株主資本以外の 項目の当期変動額 (純額) | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,124,917 |
| 当期変動額合計 | 1,124,917 | 1,124,917 | 1,346,907 |
| 当期末残高 | 1,815 | 1,815 | 79,922,854 |

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 2年～20年

投資不動産 3年～47年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法について、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしてあります。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

税抜方式を採用しており、控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

(2) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(3) 「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」の適用

令和2年度税制改正において従来の連結納税制度が見直され、グループ通算制度に移行する税制改正法（「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号））が令和2年3月27日に成立しておりますが、繰延税金資産の額について、実務対応報告第39号「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」により企業会計基準適用指針第28号「税効果会計に係る会計基準の適用指針」第44項の定めを適用せず、改正前の税法の規定に基づいて算定しております。

（未適用の会計基準等）

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、平成26年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は平成30年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は平成29年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定期

令和4年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 令和元年7月4日 企業会計基準委員会）

・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 令和2年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2)適用予定日

令和4年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-------|------------------------|-----------------------|
| 建物 | 551,025千円 | 599,542千円 |
| 器具備品 | 1,350,407千円 | 1,408,613千円 |
| 投資不動産 | 138,024千円 | 145,391千円 |

2. 関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|--------|------------------------|-----------------------|
| 預金 | 240,211千円 | 314,247千円 |
| 未収収益 | 25,307千円 | 15,773千円 |
| 金銭の信託 | 100,000千円 | 100,000千円 |
| 未払手数料 | 671,568千円 | 712,210千円 |
| その他未払金 | 3,217,341千円 | 3,029,426千円 |
| 未払費用 | 444,754千円 | 432,019千円 |

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 建物 | 2,547千円 | |
| 器具備品 | 2,301千円 | 8,832千円 |
| 計 | 4,848千円 | 8,832千円 |

2. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 支払手数料 | 5,298,064千円 | 5,234,629千円 |
| 受取利息 | 3千円 | 2千円 |
| 受取賃貸料 | 38,388千円 | 65,808千円 |

法人税、住民税及び事業税 3,216,517千円 3,030,180千円

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

平成30年6月27日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|--------------|
| 配当金の総額 | 11,363,380千円 |
| 1株当たり配当額 | 53,707円 |
| 基準日 | 平成30年3月31日 |
| 効力発生日 | 平成30年6月28日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| 基準日 | 平成31年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| | 当事業年度期首 株式数 (株) | 当事業年度増加 株式数 (株) | 当事業年度減少 株式数 (株) | 当事業年度末 株式数 (株) |
|-------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------|
| 発行済株式 | | | | |
| 普通株式 | 211,581 | - | - | 211,581 |
| 合計 | 211,581 | - | - | 211,581 |

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

令和元年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,675,175千円 |
| 1株当たり配当額 | 45,728円 |
| 基準日 | 平成31年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和元年6月27日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

令和2年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

| | |
|----------|-------------|
| 配当金の総額 | 9,457,670千円 |
| 配当の原資 | 利益剰余金 |
| 1株当たり配当額 | 44,700円 |
| 基準日 | 令和2年3月31日 |
| 効力発生日 | 令和2年6月29日 |

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----|------------------------|-----------------------|
| 1年内 | 675,956千円 | 675,956千円 |
| 1年超 | 675,956千円 | |
| 合計 | 1,351,912千円 | 675,956千円 |

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、譲渡性預金または投資信託に限定しており、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれてありません(注2)参照)。

第34期(平成31年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 53,969,686 | 53,969,686 | - |
| (2) 有価証券 | 1,403,513 | 1,403,513 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 9,995,458 | 9,995,458 | - |
| (4) 投資有価証券 | 21,353,421 | 21,353,421 | - |
| 資産計 | 86,722,080 | 86,722,080 | - |
| (1) 未払手数料 | 3,990,054 | 3,990,054 | - |
| 負債計 | 3,990,054 | 3,990,054 | - |

第35期(令和2年3月31日現在)

| | 貸借対照表 計上額(千円) | 時価(千円) | 差額(千円) |
|-------------|------------------|------------|--------|
| (1) 現金及び預金 | 56,398,457 | 56,398,457 | - |
| (2) 有価証券 | 1,960,318 | 1,960,318 | - |
| (3) 未収委託者報酬 | 10,296,453 | 10,296,453 | - |
| (4) 投資有価証券 | 16,673,396 | 16,673,396 | - |
| 資産計 | 85,328,625 | 85,328,625 | - |
| (1) 未払手数料 | 4,026,078 | 4,026,078 | - |
| 負債計 | 4,026,078 | 4,026,078 | - |

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(3) 未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 有価証券、(4) 投資有価証券

これらはすべて投資信託であり、時価は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分 | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|--------|------------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 55,360 | 31,360 |
| 子会社株式 | 160,600 | 160,600 |
| 関連会社株式 | 159,536 | 159,536 |

非上場株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

また、子会社株式及び関連会社株式は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 53,969,686 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 9,995,458 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,403,513 | 9,358,708 | 5,874,634 | 90,573 |
| 合計 | 65,368,659 | 9,358,708 | 5,874,634 | 90,573 |

第35期(令和2年3月31日現在)

(単位：千円)

| | 1年以内 | 1年超 5年以内 | 5年超 10年以内 | 10年超 |
|-------------------|------------|-------------|--------------|--------|
| 現金及び預金 | 56,398,457 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,296,453 | - | - | - |
| 有価証券及び投資有価証券 | | | | |
| その他有価証券のうち満期があるもの | | | | |
| 投資信託 | 1,960,318 | 5,652,257 | 4,813,929 | 27,375 |
| 合計 | 68,655,228 | 5,652,257 | 4,813,929 | 27,375 |

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式160,600千円、関連会社株式159,536千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第34期(平成31年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|---------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 14,744,545 | 12,559,380 | 2,185,164 |
| | 小計 | 14,744,545 | 12,559,380 | 2,185,164 |
| 貸借対照表計 | 株式 | - | - | - |

| | | | | |
|------------------------|-----|------------|------------|-----------|
| 上額が取得原 価を超えない もの | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 8,012,389 | 8,573,551 | 561,161 |
| | 小計 | 8,012,389 | 8,573,551 | 561,161 |
| 合計 | | 22,756,935 | 21,132,932 | 1,624,002 |

第35期(令和2年3月31日現在)

| | 種類 | 貸借対照表計上額 (千円) | 取得原価 (千円) | 差額(千円) |
|----------------------------------|-----|------------------|--------------|-----------|
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えるも の | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| | その他 | 9,859,345 | 8,694,010 | 1,165,334 |
| 貸借対照表計 上額が取得原 価を超えない もの | 小計 | 9,859,345 | 8,694,010 | 1,165,334 |
| | 株式 | - | - | - |
| | 債券 | - | - | - |
| その他 | その他 | 8,774,369 | 9,937,087 | 1,162,718 |
| | 小計 | 8,774,369 | 9,937,087 | 1,162,718 |
| 合計 | | 18,633,714 | 18,631,098 | 2,616 |

3. 売却したその他有価証券

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 140,240 | 58,440 | - |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 5,222,594 | 443,338 | 135,399 |
| 合計 | 5,362,834 | 501,778 | 135,399 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

| 種類 | 売却額(千円) | 売却益の合計額(千円) | 売却損の合計額(千円) |
|-----|-----------|-------------|-------------|
| 株式 | 8,940 | - | 15,060 |
| 債券 | - | - | - |
| その他 | 2,035,469 | 174,842 | 60,903 |
| 合計 | 2,044,409 | 174,842 | 75,963 |

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、有価証券について62,310千円(その他有価証券のその他62,310千円)減損処理を行っております。

当事業年度において、有価証券について163,865千円(その他有価証券のその他163,865千円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 退職給付債務の期首残高 | 3,729,252 千円 | 3,712,289 千円 |

| | | |
|--------------|-----------|-----------|
| 勤務費用 | 193,531 | 204,225 |
| 利息費用 | 24,351 | 17,557 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 15,898 | 52,430 |
| 退職給付の支払額 | 218,947 | 162,904 |
| 過去勤務費用の発生額 | - | - |
| 退職給付債務の期末残高 | 3,712,289 | 3,718,736 |

(2)年金資産の期首残高と期末残高の調整表

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 年金資産の期首残高 | 2,723,393 千円 | 2,666,937 千円 |
| 期待運用収益 | 48,664 | 47,757 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 4,606 | 164,633 |
| 事業主からの拠出額 | 102,564 | 51,282 |
| 退職給付の支払額 | 203,077 | 140,518 |
| 年金資産の期末残高 | 2,666,937 | 2,460,824 |

(3)退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-------------------------|------------------------|-----------------------|
| 積立型制度の退職給付債務 | 3,125,760 千円 | 2,969,807 千円 |
| 年金資産 | 2,666,937 | 2,460,824 |
| | 458,822 | 508,982 |
| 非積立型制度の退職給付債務 | 586,529 | 748,929 |
| 未積立退職給付債務 | 1,045,351 | 1,257,911 |
| 未認識数理計算上の差異 | 114,968 | 203,136 |
| 未認識過去勤務費用 | 484,766 | 419,405 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 445,616 | 635,370 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 860,851 | 1,010,401 |
| 前払年金費用 | 415,234 | 375,031 |
| 貸借対照表に計上された負債と 資産の純額 | 445,616 | 635,370 |

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|---------------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 勤務費用 | 193,531 千円 | 204,225 千円 |
| 利息費用 | 24,351 | 17,557 |
| 期待運用収益 | 48,664 | 47,757 |
| 数理計算上の差異の費用処 理額 | 43,633 | 24,035 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 65,361 | 65,361 |
| その他 | 5,986 | 6,427 |
| 確定給付制度に係る退職給 付費用 | 284,199 | 269,848 |

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----|------------------------|-----------------------|
| 債券 | 63.9 % | 64.7 % |
| 株式 | 33.2 | 32.3 |
| その他 | 2.9 | 3.0 |
| 合計 | 100 | 100 |

長期期待運用收益率の設定方法

年金資産の長期期待運用收益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の收益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|-----------|------------------------|-----------------------|
| 割引率 | 0.035 ~ 0.49% | 0.095 ~ 0.52% |
| 長期期待運用收益率 | 1.5 ~ 1.8% | 1.5 ~ 1.8% |

3.確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度144,712千円、当事業年度153,070千円であります。

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第34期 (平成31年3月31日現在) | 第35期 (令和2年3月31日現在) |
|------------------|------------------------|-----------------------|
| 繰延税金資産 | | |
| 減損損失 | 436,050千円 | 427,046千円 |
| 投資有価証券評価損 | 223,821 | 226,322 |
| 未払事業税 | 109,109 | 117,461 |
| 賞与引当金 | 275,927 | 285,842 |
| 役員賞与引当金 | 19,428 | 19,703 |
| 役員退職慰労引当金 | 44,185 | 40,046 |
| 退職給付引当金 | 263,592 | 309,384 |
| 減価償却超過額 | 157,741 | 96,767 |
| 委託者報酬 | 264,398 | 213,044 |
| 長期差入保証金 | 31,721 | 40,180 |
| 時効後支払損引当金 | 75,866 | 73,124 |
| 連結納税適用による時価評価 | 148,858 | 57,656 |
| その他 | 71,320 | 123,248 |
| 繰延税金資産 小計 | 2,122,023 | 2,029,829 |
| 評価性引当額 | - | - |
| 繰延税金資産 合計 | 2,122,023 | 2,029,829 |
| 繰延税金負債 | | |
| 前払年金費用 | 127,144 | 114,834 |
| 連結納税適用による時価評価 | 1,320 | 1,260 |
| その他有価証券評価差額金 | 497,269 | 801 |
| その他 | 108 | 109 |
| 繰延税金負債 合計 | 625,842 | 117,005 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,496,180 | 1,912,824 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

第34期(平成31年3月31日現在)及び第35期(令和2年3月31日現在)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)及び第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|------------------------------|-----------------|------------------|-------------|---------------------|---|--|--------------------------------------|-------------------|------------------------------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田 区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,216,517 千円 | その他未払金 | 3,217,341 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行(株) | 東京都 千代田 区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 投資の助言 役員の兼任 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) 投資助言料 (注3) | 5,298,064 千円 695,834 千円 | 未払手数料 未払費用 | 671,568 千円 365,510 千円 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-----|------------------------------|-------------|------------------|-------------|---------------------|---|---------------------------------------|-----------------|--------|-----------------|
| 親会社 | (株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ | 東京都 千代田区 | 2,141,513 百万円 | 銀行持株 会社業 | 被所有 間接 100.0% | 連結納税 | 連結納税に 伴う支払 (注1) | 3,030,180 千円 | その他未払金 | 3,029,426 千円 |
| 親会社 | 三菱UFJ 信託銀行(株) | 東京都 千代田区 | 324,279 百万円 | 信託業、 銀行業 | 被所有 直接 100.0% | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 5,234,629 千円 | 未払手数料 | 712,210 千円 |
| | | | | | | 投資の助言 役員の兼任 | 投資助言料 (注3) | 583,270 千円 | 未払費用 | 302,681 千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 連結納税制度に基づく連結法人税の支払予定額であります。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第34期(自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|-------------|----------------------------------|-------------|------------------|-------|----------------|---|---------------------------------------|------------------|------------|------------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | (株)三菱UFJ 銀行 | 東京都 千代田区 | 1,711,958 百万円 | 銀行業 | なし (注1) | 当社投資信託の 募集の取扱及び 投資信託に係る 事務代行の委託 等 | 投資信託に 係る事務代 行手数料の 支払 (注2) | 4,629,670 千円 | 未払手数料 | 734,633 千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJ モルガン・ スタンレー 証券(株) | 東京都 千代田区 | 40,500 百万円 | 証券業 | なし | 取引銀行 | コーラブル預 金の預入 (注3) | 20,000,000 千円 | 現金及び 預金 | 20,000,000 千円 |
| | | | | | | | コーラブル預 金に係る受取 利息 (注3) | 1,578 千円 | 未収収益 | 1,578 千円 |

第35期(自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日)

| 種類 | 会社等の名称 | 所在地 | 資本金 | 事業の内容 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額(注4) | 科目 | 期末残高(注4) |
|----|--------|-----|-----|-------|----------------|-----------|-------|----------|----|----------|
| | | | | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--------------------|---------|--------------|-----|----|-------------------------------|-----------------------|--------------|--------|--------------|
| 同一の親会社を持つ会社 | (株)三菱UFJ銀行 | 東京都千代田区 | 1,711,958百万円 | 銀行業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) | 4,073,855千円 | 未払手数料 | 697,109千円 |
| | | | | | | 取引銀行 | コーラブル預金の払戻(注3) | 20,000,000千円 | | |
| | | | | | | | コーラブル預金の預入(注3) | 20,000,000千円 | 現金及び預金 | 20,000,000千円 |
| | | | | | | | コーラブル預金に係る受取利息(注3) | 4,126千円 | 未収収益 | 997千円 |
| 同一の親会社を持つ会社 | 三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱ | 東京都千代田区 | 40,500百万円 | 証券業 | なし | 当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 | 投資信託に係る事務代行手数料の支払(注2) | 5,714,501千円 | 未払手数料 | 944,351千円 |

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. (株)三菱UFJ銀行は、平成30年4月2日付で、保有する当社株式のすべてを
 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループに対して現物配当しております。その結果、
 (株)三菱UFJ銀行は当社の主要株主から同一の親会社を持つ会社に該当することとなりました。
 なお、(株)三菱UFJフィナンシャル・グループは、同日付で、取得した当社株式のすべてを会社分割の方法により三菱UFJ信託銀行㈱に対して承継させております。
2. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

三菱UFJ信託銀行株式会社(非上場)

(1株当たり情報)

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|--------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 1株当たり純資産額 | 384,107.08円 | 377,741.17円 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 45,571.50円 | 44,678.80円 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第34期 (自 平成30年4月1日 至 平成31年3月31日) | 第35期 (自 平成31年4月1日 至 令和2年3月31日) |
|-------------|---------------------------------------|--------------------------------------|
| 当期純利益金額(千円) | 9,642,064 | 9,453,186 |

| | | |
|---------------------|-----------|-----------|
| 普通株主に帰属しない金額 (千円) | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益金額 (千円) | 9,642,064 | 9,453,186 |
| 普通株式の期中平均株式数 (株) | 211,581 | 211,581 |

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要的取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

上記に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為

5 【その他】

定款の変更等

定款の変更については、株主総会の決議が必要です。

訴訟事件その他重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称：みずほ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：株式会社日本カストディ銀行)

資本金の額：247,369百万円(2020年3月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

| 名称 | 資本金の額 (2020年3月末現在) | 事業の内容 |
|---------------|-----------------------|--------------|
| 株式会社みずほ銀行 | 1,404,065 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| 株式会社ジャパンネット銀行 | 37,250 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |

| | | |
|----------------|------------|-------------------------------|
| 株式会社福島銀行 | 18,682 百万円 | 銀行業務を営んでいます。 |
| a u カブコム証券株式会社 | 7,196 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 48,323 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 7,495 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 12,200 百万円 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

2 【関係業務の概要】

- (1) 受託会社：ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理等を行います。
- (2) 販売会社：ファンドの募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱い等を行います。

3 【資本関係】

該当ありません。（2020年8月末現在）

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

第3【参考情報】

ファンドについては、当計算期間において以下の書類が提出されております。

| 提出年月日 | 提出書類 |
|-------------|---------------|
| 2020年 3月23日 | 臨時報告書 |
| 2020年 5月 8日 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 2020年 5月 8日 | 有価証券報告書 |
| 2020年 6月22日 | 臨時報告書 |

独立監査人の監査報告書

令和2年6月26日

三菱UFJ国際投信株式会社

取締役会御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行
行社員

公認会計士 青木裕晃 印

指定有限責任社員
業務執行
行社員

公認会計士 伊藤鉄也 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJ国際投信株式会社の平成31年4月1日から令和2年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJ国際投信株式会社の令和2年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和2年9月16日

三菱UFJ国際投信株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 鶴田 光夫 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 和田 渉 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているワールド短期ソプリンオープンの令和2年2月11日から令和2年8月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワールド短期ソプリンオープンの令和2年8月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJ国際投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。なお、XBRLデータは監査の対象に含まれていません。